

令和4年第3回 邑南町議会定例会（第3日目）会議録

1. 招集年月日 令和4年6月6日（令和4年5月25日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和4年6月15日（水） 午前9時30分
 散会 午後3時32分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治			総務課長	大賀 定
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	河野 博美	福祉課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	医療政策課	口羽 正彦
保健課長	坂本 晶子				
羽須美支所長	上田 康典	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	三上 徹

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局係長 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
3番	野田 佳文	4番	日高八重美

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和4年第3回邑南町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年6月15日（水）午前9時30分開会

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

令和4年第3回 邑南町議会定例会（第3日目） 会議録

【令和4年6月15日（水）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番野田議員。4番日高議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 一般質問 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、一般質問。一般質問は、通告順に行います。あらかじめ一般質問の順番を申し上げておきます。通告順位は、1番奈須議員、3番野田議員、4番日高議員、10番大屋議員、9番漆谷議員、2番鍵本議員、11番中村議員、12番辰田議員。以上8名です。それでは、通告順位第1号、奈須議員、登壇をお願いします。

（奈須議員登壇）

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 1番、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。おはようございます。1番、奈須正宜でございます。全国的なコロナウイルス感染症の減少により、県内でも飲食や行動規制の全面解除が実施

され、少しずつ日常が取り戻されてきています。町内におきましても、保健課並びに関係各所の御尽力により、感染の拡大がないこと、感謝申し上げます。飲食や行動規制の全面解除が実施されておりますが、物価の高騰や円安により、経済の回復には至っておりません。今後も引き続き、町内の事業所に対し、注視していただきますよう、よろしくお願いいたします。前回の一般質問でも申し上げましたが、私が議場に立つことで、少しでも若い世代の方が、町政へ興味関心を持っていただけたらと思っております。1番バッテリーということもあり、少し緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。それでは、提出しております通告書に従いまして、次の4点について質問及び提案をさせていただきます。1、中学校の部活動において。2、令和3年のゲリラ豪雨、梅雨の雨量増加による土砂災害箇所について。3、電動シニアカーの通行について。4、子ども条例の制定についてでございます。それでは、1番目の中学校の部活動について質問させていただきます。令和5年度より、休日の部活動の段階的な地域移行が3年かけて行われていくと報道されており、中学生の保護者から土曜日の部活動に対して、継続して欲しいと多数意見をいただいております。ちょうど1年前の6月定例会、一般質問において、漆谷議員が中学校の部活動について質問されましたが、それから1年が経過し、現在の地域移行についての推進状況と、地域との連携のあり方についての教育委員会のお考えをお聞かせください。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 御質問にお答えしたいと思います。現状報告については、課長から。連携のあり方については、私から述べたいと思います。それでは初めに現状報告について、課長に答弁させます。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） まず最初に、現状の状況についてお答えさせていただきます。令和5年度からの段階的な移行について条件整備を進めるために、部活動地域移行検討委員会を開催しております。各地域から1部活動ごとに、代表者、学校代表者、スポーツ推進員や体育協会からも参加していただき、現状をお聞きいたしました。その中

では、指導者の確保や遠征や移動にかかる費用の問題もありました。今後、地域移行を進めていくことは一定の理解もいただいておりますが、町内部活動は、文科系を含めると13ありますが、それぞれの部活の地域移行に対する問題点があり、地域移行に向けての地域との連携をどうしていくのか、令和5年度からの段階的移行に向けて議論を進めていきたいと思っております。今年度は、町内水泳部と陸上部で地域移行を試行し、問題を探るよう計画しているところです。また、地域指導者を対象として、ハラスメント防止や勝利至上主義にならないよう、生徒への適切な指導方法などの研修会を7月に予定しております。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 連携のあり方について述べさせていただきたいと思っております。連携を進めていくことが、一番地域移行に必要なことだと思います。まず、連携の前に理解をしてもらうということが大切になります。自治会、町会等通して、町民に周知していくよう考えております。また、課長が述べましたようにすでに検討委員会を開催しておりますが、これを継続をしながら、また、必要に応じて、社会教育委員の代表であるとか、保護者の代表であるとか、場合によっては、生徒代表にもお集まりをいただいて、いろんな意見を聞きながら、令和5年に向かって、どのようにしていくのかというような協議を、進めていきたいというふうに思っております。また、受け皿として人材確保が必要になると思います。スポーツ団体への働きかけも必要だと思います。今現在は、連盟ができてきているのは、町内では、羽須美地域の水泳連盟、ソフト連盟しかございません。いろんな指導者を確保していくために、学校から依頼する形ではなくて、スポーツ団体から人材をあげていただくような方向の方が、いいんじゃないかなというふうに考えておりますので、各スポーツ団体への働きかけも進めていきたいというふうに、思っております。連携の前に、理解が必要だということを大切にしながら、議論を進めていきたいというふうに思っております。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。今、教育長のほうから、連携の前に理解をしてもらう

ことが大事だというふうに、答弁いただきました。私も、一緒の考えを持っております。ただ、今の状態で、現状の部分なんですけど7月に研修会を予定している。そして検討委員会を一度開催したということで、令和5年度から試行が始まるにあたり、それで、この推進状況で間に合うのかという点、それと今間に合わなければ、中学校の部活を今持っておられる教師の方の希望により、土日の活動がなくなってしまうのか。その点について、一番はなくなってしまうのに、その受け皿が間に合うのかどうかをお聞かせください。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 間に合うかということの質問ですけども、令和5年度から3年間かけて段階的に進めていくという、集中的に取り組みを行うということが、提言に盛り込んでおります。ただ、学校との協議もまだしておりませんが、学校の先生方がやらないというふうな想定をしておかなければならないことだというふうに、考えておるところです。そうなった場合、継続するために早く議論を進めていくようなことも、考えていかなきゃならないというふうに考えておるところです。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。間に合うのか間に合わないかという討論に対してなんですけど、やはり、今から議論を進めていかなければいけないという答弁をいただきました。やはり、令和5年度から3年かけての試行になるんですけど、中学校の教師の方の異動等もあり、その教員の方の意向が変わる可能性もあります。そのためにも、早急に対応のほう進めていってほしいとお願いします。それですね、やはり対応が遅れて受け皿ができず、土日の活動ができなくなってしまうと、やはり一番、今までできていたことができなくなるのは、子供たちが一番つらい思いををすると思うんです。ですので、人材確保とかあるのは、すごく難しい話だと思うんですけど、早急に進めていっていただきたいと思っております。それでは次の質問に移らせていただきます。令和5年度から、休日の部活動は地域に移行されるため、その準備としては、まずは休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保を、早急に行っていかなければならないと考えます。今までの指導経験

や、大会によりライセンスの所持などが必要になることもあり、まずは指導者確保のため、今地域にあるスポーツ少年団やクラブチームとの連携や話し合いを、進めていかなければならないと考えているのですが、どう考えておられますか、お聞かせください。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 今年度試行する水泳、陸上については、協議を始めていますが、それ以外の部活についてはこれからの議論を待って進める予定です。中学校部活動について、大会引率や地域人材をどう確保すべきかを考えていただくために、先ほど奈須議員のほうからありましたように、スポーツ少年団やクラブチームとの話し合いは想定しておりません。地域指導者として、休日の指導や大会への引率などを行うためにも、広く人材を求める必要があると思いますので、情報交換を行い広く人材の確保に努めたいと思います。また、土曜日は練習試合や大会など多くあると思います。日頃の練習との整合性をどう図っていくのかの課題でもありますし、財源の課題等もあろうかと思えます。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。すいません、僕の聞き間違いだったらすいません。地元のスポーツ少年団、クラブチームとの話し合いを進めていかないと聞こえたんですが、もし進めていかないのであれば、なぜそこを進めていかないのか。そして、地元にあるクラブチーム、スポーツ少年団には、ライセンス等所持している方がたくさんおられます。一番の受け皿としては、報道等にも載っておりますが、地元のクラブチームやスポーツ少年団との連携をとり、というふうにも書いてあるんですが、なぜそこの連携はとらないというふうに言われたのか、お聞かせください。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） すいません、少し言い方が悪かったようです。当初のところでは、そういったスポーツ少年団とかクラブチームとの連携等については、想定しておりませんでした。先ほどお答えさせてもらったように、これから広く人材を求めていく必要がありますので、今後についてはですね、そういったスポーツ少年団あとクラブチーム等、あとライセンス持ってる方もおられるというふうに聞きましたので、そちらの方と情報交換をしながらですね、今回、地域移行について進めていければと、思っております。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。初めは考えていなかったが、今からは考えていくという答弁の方向でいいと思うんですが、やはり地元の地域に落とすということで、地元のスポーツ少年やクラブチームの指導者の確保は、やはり大切だと思いますので、協議のほうよろしくをお願いします。進めていっていただくようよろしくお願いいたします。また、文部科学省のほうにも出てるんですが、指導者確保はやはり一番の難しい問題点だというふうに書かれております。それで、地域によって地域の実情を踏まえ、都市過疎地域における他校との合同部活動の推進とも書かれております。全国的にも、今合同部活動の試験的な実施行われておりまして、本町でも指導者等が確保できない場合に、近隣の石見中学校、羽須美中学校、瑞穂中学校等、合同部活動を推進していってほしいなと、思うんですがその考えはあるかどうか。また、それでも合同部活動ができなければ、近隣市町とも連携をとっていただきたいのですが、こうすることにより受け皿の確保のほう、早急にしていただきたいと考えるのですが、その合同部活動については、どうお考えかお聞かせください。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 合同チームの考えですが、少子化が進む中で、自分の好む部活ができないということも、これから先あると思います。そういう中で、回数は減るか



もしれませんが、人材確保をする意味で部活を減らしたり、あるいは社会体育で部活動をやったり、あるいは町外に人材を求めるといったようなことも、していかなければならないんじゃないかなというふうに、今のところを考えておるところです。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。今のところ、合同での部活動は考えていない。推進は考えていないということでしょうか。では、やはり最終的に本当に指導者がそろわず、子供たちが活動ができない状況になり得るようなことがあってはならないと、考えております。どうしてもその状況になりそうであれば、その後協議し、合同部活動のほうの推進を行っていただけるとお願いしておきます。三つ目の質問に移らせていただきます。吹奏楽部や美術部など文化系の休日部活動の地域移行について、どう考えているか。また、文化系のクラブチーム等が地域にないため、指導者の確保が難しいのではないかと考えるが、町としてはどう対応していくのか、お聞かせください。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 現在吹奏楽につきましては、町外から指導に来てもらっているところがございます。今後文科系の地域移行について、新聞報道でもありましたように7月頃に提言が出されるようですが、町内の現状を見ますと人材確保はかなり難しいと言えます。島根県でも指導者の登録を行っておりますが、都市部でも登録者がほぼいない状況です。今後地域移行に向けて、これまで学校で吹奏楽を学んでこられた方や、音楽指導をしておられた先生等に声掛けをしていきながら、地域移行を進めていければと思っております。また、オンラインによる指導なども考えていければと思っております。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、奈須議員。

●**奈須議員（奈須正宜）** はい。すいません、少し質問と離れてしまうかもしれないんですが、今オンラインで進めていきたいという話が出たんですが、3月の一般質問において、オンラインを進めていく、推進することはしないというふうに、その設備等に対しての補助のほうもお願いをしたと思うんですが、その間にオンラインの設備を整えていくことは、考えていないというような答弁をもらったと思うんですが、オンラインを考え出すと、やはり難しくなるのではないかと考えるのですが、どうお考えですか。オンラインで部活動を推進する考えだと、やはり3月の一般質問で言われましたように、その通信設備の不平等が出てしまうと。それを整備するよう補助のほうお願いしたと思うんですが、それを今後進めていくのは、進めていかないという話をされたと思うんですが。

○**高瀬学校教育課長（高瀬満晃）** 議長、番外。

●**石橋議長（石橋純二）** はい。高瀬学校教育課長。

○**高瀬学校教育課長（高瀬満晃）** 3月の質問のときには、学校での学習のことについての御質問でございますが、その時に部活のことについてというふうなところで、こちらは思っておりませんでした。吹奏楽についてはですね、なかなか先ほど言いましたように、地域指導者、経験者の方を確保するっていうのは難しいと思っておりますが、ただ、実際今の音大に通っておられる学生さんとかにお願いしてですね、オンラインということですね、これについては、部活のほうは進めていければなと思っております。

●**奈須議員（奈須正宜）** はい、議長。

●**石橋議長（石橋純二）** はい、奈須議員。

●**奈須議員（奈須正宜）** はい。ちょっと3月の質問の時にオンラインのほうやらせていただいて、少しあれっていう部分があったので、ちょっと外れたような質問をしてしまいました。オンラインにしてでの、吹奏楽部等の指導等の推進もあるとは思いますが、その中でもやはり不平等がないよう子供たちが全員、しっかりと指導が受けれる体制ができるよう、進めていただけたらと思っております。最後に報道でも言われてますが、休日の部活動を地域に移行するにあたり、保護者への費用負担が多くかからないよう、町としても考えていただきたいとお願いし、この質問を終わりにしようと思っております。それでは、次の質問に移らせていただきます。2番目の令和3年のゲリラ豪雨、梅雨の雨量増加に

よる土砂災害箇所についてです。町内にはまだ令和3年の大雨による土砂災害で崩れている箇所が多数あるが、いつまでに全面復旧予定かお聞かせください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。石橋町長。

○石橋議長（石橋良治） （2）は質問を二ついただいております、一つ目は私のほうから、全面復旧大事な問題ですからお答えさせてもらいたいと思います。2番目の土砂災害の対策については、技術的なこともありますので、建設課長から答弁させます。これ昨年のゲリラ豪雨でございます。皆さん方も早く全面復旧を望んでいらっしゃるわけでありまして、今の予定でございます。令和3年の国庫補助災害、つまり被災の規模が大きい災害の対象となった道路災害は7か所ございます。そのうち、現在の進捗状況でございますが、令和4年5月31日現在で竣工しているものは2か所でございます。残りの箇所につきましては、6月末までに竣工見込みの箇所が3か所。具体的には町道高見宇都井線。石見南線。それから七日市須磨谷線でございます。また7月末までに竣工見込みの箇所が2か所。町道湯舟谷千丈溪線。それから町道日和桜江線の予定でございます。ということで、この間、通行規制で大変ご迷惑をお受けしておりますけれども、引き続き全面復帰を目指して頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

●石橋議長（石橋純二） 申し訳ございませんが、ここで暫時休憩とさせていただきます。そのままでお待ちください。

—— 午前 9時 59分 休憩 ——

（ Jアラート訓練 ）

—— 午前 10時 2分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） はい。それでは、再開をいたします。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。全面復旧はいつなのかという質問の答えをいただき7か所あって、3月31日までに2か所が終わっていて、6月末までに3か所、7月末までで2か所、全面復旧するという答弁いただきました。7月末までで2か所の中にある、日和の日桜ロード前の話を二つ目の質問に置いているのですが、ゲリラ豪雨や梅雨の雨量が増加した際に崩れている箇所は、さらに崩れることが懸念されます。例としては先ほど申し上げました、邑南町日和日桜ロード前などは、雨の日など信号待ちの際に崩れてきそうと怖いと意見をいただき、何度か私も見に行きました。見に行った際に、直径三、四十センチぐらいの道路への落石も発見しました。町内には同じような箇所が多数、2か所直っていて、あと5か所これから直るといふことなんですが、多数あると推測しますが、今から梅雨に入り、雨量が増加する際の対策等は考えているのか、お聞かせください。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） ゲリラ豪雨や梅雨の雨量が増加した際に、崩れている箇所がさらに崩れることが懸念されるとその対策について、ということでの御質問でございます。災害の発生箇所におけます、その後の豪雨等による土砂流出等の対応でございますけれども、災害箇所の崩壊した土砂の量、あるいはのり面の傾斜、あるいは地質の状況に応じまして、判断をしております。比較的傾斜が緩やかで土砂崩壊の可能性が低い場合におきましては、大型土のうや残コンブロックと申しまして、コンクリートの立方体のものを置いたり、あるいは傾斜が急で土砂等の崩壊の可能性が高い場合におきましては、防護柵と申しまして、H型鋼の支柱に鋼製の板を固定して土留めをするものを設置をしております。議員ご指摘の町道日和桜江線、通称日桜ロードでございますけれども、現在は、片側交互通行規制の上、大型土のう設置により対応しております。この箇所につきましては、法面の上部から多量の雨水が集中し表面の土砂が流出した法面災害で、現在は岩盤が露出しており、再崩落の可能性は低いと考えておるため、このような対応をしております。なお、今後の豪雨等により再度崩落等が懸念される場合におきましては、土のうの増設あるいはブルーシート等を設置するなどのことを対応を、考えております。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。この説明を聞いて安心しました。傾斜によって、僕もその場所に行ったんですけど土のうが置いてるだけなんで、これで大丈夫なのかなというふうに感じてしまったので、今回の一般質問のほうにも、対応等はどのようなふうになるかというふうに、あげさせていただきました。ですが、建設課長からの答弁の中で、傾斜によってしっかりと対応をしているというような答弁をいただき、町民の方も今から雨量が上がりますが、しっかりした対応をすべての場所に行っているということで、安心していただけたと思います。それでは、次の質問に移らせていただきます。3番目の電動シニアカーの通行についてでございます。高齢者の普通自動車運転免許の返納により、町内でも、電動シニアカーの利用者が増えてきています。交差点等の段差や歩道の凹凸が原因となり、転倒したと意見をいただいています。町内の電動シニアカーが通行する際の、危険箇所等を町としては把握できているか、お聞かせください。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 町が管理しております道路、歩道におきまして、電動シニアカーが通行する際の、危険箇所について把握しておるか、という御質問でございますけれども、建設課におきましては、そういった危険箇所の把握については、現在しておりません。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。危険箇所については、把握できていないという答弁いただきました。やはり、全国的にも高齢者の普通自動車免許の返納を促すような形になってきております。町内でも、私の知ってる方々も、やはり電動シニアカーのほうに変えた

んだよっていう方が、すごくおられます。やはりそういう方、電動シニアカーで通行される方、これからも高齢者の方が多くなっていきますので、そういったところの点検等も、やはりおこなっていただけたらと思っております。その部分で、二つ目の質問に移るんですが、利用者の方から、実際に電動シニアカーを利用するまでは感じていなかった、歩道の危ない箇所について、意見をいただいています。例としては、矢上小学校横正門側の歩道は、水路の上にブロックが敷いてあり、ブロックの上を走行するとガタガタするので危ないと。それで、ブロックの上を走行しないように、車道側に寄って走行してしまうと、歩道と車道の間には段差しかなく、車道に転倒してしまいそうになると。車道に転倒すると、やはり普通に歩行している際には、その段差というのは全然気になりませんでした。ただ、ブロックの上を走るのはガタガタして危ないので車道側に寄ってしまい、その段差で転倒すると車道には車が来ます。それがすごく怖いという意見いただいております。また、交差点等の段差が高いところがあり、転倒しそうになったなど、町内において危険箇所が多数あると推測されます。より安全に通行できるよう改善するため、利用者からアンケートや声を聞くなどして、リアルな利用者目線の情報を収集し、改善することが必要ではないかと考えるのですが、町としての考えをお聞かせください。

**○上田建設課長（上田修）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、上田建設課長。

**○上田建設課長（上田修）** 危険箇所の改善についての御質問でございますけれども、現在、町道の管理者としましては、児童生徒が通学する道路や歩道につきましては、危険箇所を把握するために通学路安全点検を毎年実施し、危険箇所の把握を行っておるところでございます。状況に応じて、転落防止柵やガードレールの設置、あるいは舗装修繕等の安全対策を講じておるところでございます。歩道と車道を分離するブロックの段差に関しましては、道路改良工事時点の基準で施工されておりました、必ずしも現在の基準に適合している箇所がすべてではないという状況でございます。通学路を中心に改良を進めているところでございますけれども、最近では、議員さんも先ほどおっしゃっていただきましたけれども、電動シニアカーを利用されてる方から、段差をなくして欲しい、車とぶつかるような気がして怖いというような御意見もいただくことが、多くなっております。御意見をいただいた箇所につきましては現地を確認した後に、状況に応じてモルタルを塗って段差を解消したこともございます。議員さん御提案の、アンケートだったりとかですね、そういった情報の収集をとということを御提案いただきましたけれども、もちろん大変大事

な御提案だと思えますけれども、先ほど、議員さん矢上小学校の正門の例もおっしゃっていただきましたけれども、やはり、即座にそういった状況につきましては対応をすべきではないかなというふうに、思っております。安心して通行していただけるように、段差解消や転落防止柵の設置等で危険箇所の解消を努めておりますけれども、電動シニアカーを利用される方をはじめとしましてですね、道路通行される皆様にですね、危険だと思われる箇所ございましたら遠慮なくですね、建設課のほうに声を寄せていただいでですね、即座に対応するのが一番早く対応できるかなというふうに、思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

**○大賀総務課長（大賀定）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、大賀総務課長。

**○大賀総務課長（大賀定）** 電動シニアカーを利用されている方から改善して欲しい点など、リアルな情報収集する必要があるのではないかと、御意見でございます。交通安全を所管する立場から、御説明をさせていただきたいと思えます。まず、邑南町交通安全対策協議会における年間の運動スケジュールにおいて、最重点の運動として高齢者の交通事故防止を掲げております。春と秋の全国交通安全運動のほか、高齢者の事故防止運動も期間を定めて11月に実施するよう、計画をしているところでございます。奈須議員も御承知のとおり、高齢者が利用されている電動シニアカーにつきましては、道路交通法において歩行者となっておりますので、車道ではなく歩道を通行していただくこととなります。歩行者と同様にシニアカーを利用されている高齢者を、交通事故から守るための対策を講じていかなければならないというふうに、思っております。今後も、交通安全対策の一環としまして、電動シニアカー利用者からも御意見をお伺いするなど、情報収集に努めながら、道路や歩道における交通安全、高齢者の安心安全の確保につなげていきたいと考えております。

**○小笠原福祉課長（小笠原誠治）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、小笠原福祉課長。

**○小笠原福祉課長（小笠原誠治）** 高齢者福祉の観点から、申し添えておきたいと思っておりますが、まず、電動シニアカーにつきましては、制度上の福祉用具として利用され

ていらっしゃる方よりも、自費で購入されていらっしゃる方のほうが多いということで、また、利用者には介護保険などの福祉的な支援を受けていらっしゃる方が、比較的少ないという状況でございます。通行上の危険対策に関しましても、福祉的な支援制度というものが無いというのが、実態でございます。議員おっしゃいます情報収集等に関しましても、福祉の観点から関連させてもらえるものとしましては、地域包括ケアシステムにおける地域ごとの課題に応じた、地域の方々の自主的な対応であるとか、または、高齢者の見守りの観点から申しますと、地域の方々や様々な関係機関であったり関係団体、例えば民生委員であったり老人クラブのような方々とのネットワークの中で、情報収集であったり、そういったことを、もちろん、公的な制度の中ではないですので、そういった地域団体の協力のをもとにはございますけれども、そういったことも考えられるのではないんではないかというふうに考えております。

●**奈須議員（奈須正宜）** はい、議長。

●**石橋議長（石橋純二）** はい、奈須議員。

●**奈須議員（奈須正宜）** はい。建設課からは即座に対応するということの答弁いただき、利用者の方の意見をしっかり聞いていくと、建設課のほうに意見をしに来てくださいというふうに答弁いただき、利用者の方も少し安心されたと思います。また、それから最重点項目として、高齢者の交通事故防止の観点で11月実施で、安心安全にしっかりと努めていくというふうに答弁いただき、やはり電動シニアカーに乗られている方は、やはりすごく不安な気持ちや怖い気持ちがあって、私のほうに意見をしてくださったと思います。今後も、このような地域のネットワークの中でも見ていかなければ、しっかり見守りのほうしていかなければいけないと思うんですが、行政のほうでも、しっかりとした対応のほうを、今後も継続していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、最後の質問に移らせていただきます。4番目の、子ども条例の制定についてでございます。令和3年度に、子ども条例の制定のため、2回無作為抽出の住民会議が行われました。その後、どうなっているのかと意見をいただいています。2回の無作為会議の状況と、子ども条例制定の今後の方針をお聞かせください。また、参加者だけではなく、町民に対しての周知方法は、どうやって行っていくのかお聞かせください。

○**田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。



●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 昨年実施しました住民会議の結果と、今後の方針等についてでございます。まずは、住民会議以降の動きと条例の周知についてでございますが、昨年実施しました、第2回目の住民会議の様子は、昨年の12月の広報おおなんに掲載するとともに、邑南町ホームページには住民会議実施レポートというふうにして、紹介をしたところです。第1回目も同様にですね、広報11月号、さらにはホームページのほうで掲載をしております。住民会議以降についてでございますが、参加された住民の皆さんから出された御意見を整理しながら条例の原案を作成し、役場関係課で条文や条例策定後の推進体制について、協議を進めてまいりました。しかしながら、令和3年度内でまとめることができず、年度をまたぐ結果となっています。今年度は5月に、民間の方々の実務者の方々を交えてですね会議を行ってございまして、現場からの御意見をいただいたところでございます。現在はその結果を踏まえて、さらに原案に調整を行った上で、今月から7月にかけて、子ども条例に関するパブリックコメントを、実施する予定としております。また、パブリックコメントの期間中の7月には、昨年度の住民会議に御参加いただいた皆さんとの意見交換会、この中にはこれまでの進捗状況であるとかですね、皆さんからいただいた意見を、どのように条例の原案に盛り込んだかというような説明をさせていただこうと思っております。これから作る条例でございますけれども、主体である子供が育つ環境を、地域総がかりで作っていくことを基本理念としております。したがってこの条例は、今後町が取り組む子供に関する施策、すべての基本となるものと考えております。ちょっと少し具体的にちょっと申し上げたいと思いますが、子育て村構想のキーワードに掲げてこれまで取り組んできました、地域で子育ての考えを継承して、地域で育つ子供たちの未来を考えて、子育て子育てに関わる邑南町のすべての主体の基本共通理念づくりのため、子供の権利を保障することを定めた条例を制定したいと考えています。条例の内容としましては、国連で採択されました、子ども権利条約の四つの権利。生きる権利。育つ権利。守られる権利。参加する権利。これを基礎として家庭はもとより地域、学校、企業、行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支えて、すべての子供が心身ともに健やかに育って、自立した社会性のある大人として成長できるよう、邑南町全体で取り組みを進めるための普遍的な共通理念になるような、イメージをしております。今後、条例の原案がまとまりましたら、議会のほうにお諮りする予定としております。最後に条例制定後の周知についてでございます。広報おおなんやホームページなどで住民に周知をするとともに、出前講座などですね対面でのそういったことで使いながら、内容の浸透を図ってまいりたいというふうに考えております。

●奈須議員（奈須正宜） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい。奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） はい。質問させてもらったのも、2回目の住民会議からだいぶ時間があいていて、町民の方からどうなってるのかねっていう意見をいただきました。それで、この通知文のほうにも、当初の予定より遅くなりましたが、というふうにも書かれておられて、その間にどうなってるのっていうのが、やはり不安に思われたところがあると思います。ただ、この事業等は、令和3年度から継続してやっている事業で、日本一の子育て村施策の中で、すごく大事な子ども条例の制定は、すごく大事な事業だと思っております。今後もしっかりと力を入れて、大事に施策を進めていっていただけたらどう思っております。よろしく願いいたします。それで質問を終わりなんです、最後に初めの中学校の部活動の地域移行の質問の中で、オンラインというフレーズの中で、私のほうが勘違いしてしまいまして、部活動は家と学校を結ぶオンライン事業とは違って、団体と指導者を結ぶオンラインというふうな解釈を、ちょっと勘違いしておりまして、自宅と学校を結ぶほうだと勘違いしておりましたので質問のほう、的を得ていない質問なりすいませんでした。では最後に、今回の一般質問に取り上げた、休日の中学校部活動の地域移行について、邑南町の子供たちのためにも、早急な対応をお願いし、私の一般質問を終わろうと思います。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、奈須議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前 10時 27分 休憩 ——

—— 午前 10時 45分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第2号、野田議員登壇をお願いします。

（野田議員登壇）

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 3番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） はい。3番野田です。よろしく申し上げます。5月22日の午前中、斉藤鉄夫国土交通大臣の国政報告会に出席しました。前日の講演会で、地方が元気になる大きな柱は観光だと強調された新聞記事を読み、斉藤大臣にお会いして、邑南町の観光復興に向けて、身の引き締まる思いでありました。通告書に従いまして質問をいたします。まずは、タクシー助成事業によるデマンド交通についてです。町民の方から地域内だけではなく、地域外利用拡大を求める声をお聞きします。実証実験の検証報告にも、主な意見要望として便利という声もありますが、利用範囲を広げて欲しいという声もあります。4月に加入した広島広域都市圏の公式ホームページ内に、邑南町の主な定住支援策や生活環境が紹介されております。生活交通ではどのように書かれてるかといいますと、高速道路浜田道の瑞穂インターを利用すれば、広島市内まで約1時間でいくことができます。町内移動には町営バスが利用できますが、本数も限られているので自家用車が生活必需品です、とあります。デマンドタクシーを利用すれば、自宅から乗車できるから便利です、と発信すれば、将来免許返納後も安心できると思われるかもしれませんが、地域移動の際デマンド型で、自宅から地区交通拠点まで移動し、そこから路線バスで目的地へ行ってください、と付け加えた場合どのように判断されるのか。地域により、利便性に下がること利便性のよい地域に比重が偏り過ぎないか、と心配もしております。先日、県外の大学生と邑南町出身で県外に住んでいる方と、お話を聞く機会がありました。これは本人から確認しているのでお話ししますが、今回会った理由、人口増加のための邑南町の施策ということテーマにして、卒業論文をまとめているので話をしたいと連絡がありました。いろいろ意見を交換する中で、2040年までの邑南町の世代別人口推移表を見せていただきながら、人口増に繋がるための発信コンテンツの話とか、お互いにSNSとかやっていますので、SNS論争など意見を交わす中で、邑南町の取り組みの一つとして、タクシー助成についてもお話ししました。すべての若者が同じ考えであるとは限りませんが、将来住む場所の利便性は、大切であるという意見でありました。また、町内出身で県外に住んでる方も戻りたいという思いはあるが、利便性のほうを優先すると言われ、邑南町の公共交通の将来ビジョンについて、もっと検討する必要があると感じ、今後も町内外の幅広世代と意見を交換できればと思っております。最初の質問ですが、デマンド交通による他地域への利用範囲の拡大についての町の考えと、地域により利便性に差があることの対策について、ご答弁をお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） デマンド交通による他地域への利用範囲の拡大についての町の考え方、さらには、地域によって利便性に差があることについての対策は、という御質問でございます。まず、デマンド交通全体に対してお話をしたいと思います。デマンド交通自体は、二つの形態がございます。一つは、羽須美地域内を運行する、自家用有償旅客運送はすみデマンドで、NPO法人はすみ振興会が、平成31年度から会員制の形態で運行しています。令和3年度末の会員数は148人で、運行距離によって運賃が異なり、200円から最大500円で利用することができます。もう一つが、議員ご質問の瑞穂、石見地域内のタクシー利用に助成を行う、邑南町タクシー利用助成事業です。これは、町内在住で車の免許を持っていないなどの理由で移動手段のない方を対象に、1年半の実証実験を経て、今年の4月から正式に事業としてスタートしました。令和3年度末の登録者数は169人で、その後も伸びておりまして、今年度5月末時点の登録者数は203人となっています。現在もですね、日に日に登録者が増えているという状況でございます。この事業では、瑞穂、石見地域を二つのエリアに分けまして、それぞれのエリア内の移動であれば、片道タクシーの初乗り料金であります740円で乗車できるものでございます。邑南町タクシー利用助成事業はデマンド形式ではありますが、実際には普通のタクシー料金に助成を行う事業で、利用者も限定しているということでございます。議員ご質問の利用範囲の拡大についてでございますが、はすみデマンドは国からの自家用有償旅客運送の許可を受けておりまして、この中には運行範囲っていうのも含まれておりますので、運行範囲の拡大には、邑南町有償運送運営協議会、あるいは邑南町地域公共交通会議での承認が必要となってくるということでございます。町としては、今後バス路線の再編をあわせて、高原駅ですね、一つ拠点と考えると、そこまでの範囲拡大はちょっと考えてはいます。まだ実現はしませんと考えています。それ以上の拡大は、ちょっとまだ検討しないという状況でございます。また、邑南町タクシー利用助成事業については、利用料助成のエリアではありますが、基本的には民間のタクシー利用であるので、例えば瑞穂地域から石見地域の邑智病院まで行くということは、石見地域内の移動分を実費負担することで、乗り換えなしで行くことは、可能ということでございます。議員ご指摘のとおり、地域によって、先ほどはすみデマンドも石見、瑞穂のデマンドも料金が違うということだったり、運行エリアが違うということもありますけど、そういった部分で、利便性及

び料金の負担の違いが存在するという事は、認識をされます。本町の生活路線の役割について考えますと、公民館から病院まで午後の1時までに行き帰れるアクセスの提供。それから、各公民館から自宅までデマンド交通が担うというふうな、すみ分けをしております。デマンド交通の範囲拡大ではなくてですね、おおなんバス、それからすみデマンド、邑南町タクシー利用助成事業をうまく使い分けてですね、または、バスとデマンドの併用をすることで、町内移動が可能となるよう公共交通網を構築しようという考えで、今交通施策をやっておりますので、御理解いただければというふうに思います。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） バスの再編について、今言っていましたけど、例えば将来的に、本当に自分はやっぱり心配してるのは、その移住先、やっぱり利便性のほうを選んだときの、地域によって移住先がどんどん偏ってしまうというのが、今すごく心配しております。確かにバスの路線を充実させることによって、便利になるかもしれませんが、やはり、病気のとくにダイレクトに病院に行けることは、すごく安心できると思うんですけど、そのへんについて、将来的に検討されるとおっしゃっていましたが、町としてはどのようなお考えであるか教えていただけますか。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 今、いろいろ検討中だということを、御理解いただきたいと思いますが、やっぱり、基本的にはまちづくりの一番のテーマの一つとしては、どこに住んでも移動の自由、これは憲法にも保障されてるわけですので、そこをしっかりと、今後考えていかないといけない大きなテーマだというふうに、思っておりますので、また、いろんな具体案が出るとは思いますが、またそのときに、ぜひ御意見をいただきたいというふうに思います。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 自分も今後、邑南町に定住移住を考えている方たちと、いろいろ意見を聞きながら、自分のほうもしっかりと提案できることがあれば、提案していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。続いての質問です。おおなんバスの時刻表が、邑南町のホームページからダウンロードできます。紹介されていた検索サイト、ナビタイムをインストールしてみましたが、これ見たときに、誰もが使いこなせるのかという疑問を、思いました。町民の方からも、時刻表を見てもよくわからないという意見も、お聞きします。これは一つの案としてですけど、利用目的にあわせた個別の対応策として、個人別のバス手帳といいますか、そういったものがあれば便利ではないかと思います。誰一人取り残さないためにも、町民がわからないではいけないと思います。よく周知という言葉を使いますが、丁寧な周知とは、一方的なものではなく、個別の対応が必要であると思います。そういった町の姿勢であるとか、対応が町民だけではなく定住を考えている方にも伝わるのではないかと、考えております。町民の方が利用しやすい、地域公共交通の施策について、例えば、バス手帳制作するなどの個人別対応を提案いたします。ご答弁をお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 町民が利用しやすい公共交通の施策について、御提案をいただきました。地域公共交通の施策については、議員もおっしゃられたように、路線バスの時刻表をまず配布して、それをホームページに掲載して、誰でも見れるようにというふうに、周知を図っているということでございます。変更がある場合には、その都度町の広報誌であるとかですね、ホームページ等でお知らせをしているところでございますけども、おっしゃるように、多くの路線が運行している中で、理解しづらい、あるいは複雑でわかりにくいという声があることも、承知をしています。そうしたことから、地域みらい課ではですね、詳細な説明の希望がある場合は、担当職員が地域に出向いて、説明をしているところでございます。デマンド交通を入れた時にですね、瑞穂地域の自治会のほうからですね、説明に来て欲しいということで出かけてまいりましたし、あるいは、民生委員さんですね、協議会の会があった時に呼ばれてですね、全体に説明したということもございます。なのでこういった機会を利用してですね、呼んでいただければいいかなという

ふうに、思っています。議員御指摘のバス手帳と言われましたけども、これについては、個人ごとのバス利用形態に沿ったですね、時刻表という意味合いだと思っておりますけれども、現在発行している、おおなんバスの時刻表というのはですね、やはり、どうしてもすべての路線を掲載しているというので、どこに該当の路線があるかというのは、わかりにくいというふうに、個人的には思われるんだろうというふうに、思っています。また、主要なバス停しか載ってない、本当はもう少しバス停があるんですけども、すべてが掲載できてないということでございます。なので個人ごとのニーズに合った時刻表でございますけれども、ご希望があれば、先ほどのように、個別に対応させていただきたいと思っておりますので、ぜひ、地域みらい課のほうにご連絡いただきたいというふうに、考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 対応していただけるということは、とても良いことだと思っております。誰一人取り残さない、誰もが利用しやすいためにも、しっかりと出向いて個人個人の一人一人あって対応していただければと思います。続いては、観光でのバスの利用についてです。邑南町過疎地域持続的発展計画、交通の整備の中で、観光客や町民のレジャー利用と、新たな利用確保に向けた施策を検討し、バスの利用促進を図るとともに、民間バス路線の維持を支援します、とあります。広島からですと、例えば、大朝インター、瑞穂インター、または、石見銀山号ですと、道の駅瑞穂に到着します。到着駅から、それぞれの観光目的な場所に、徒歩含めていろんな移動もできるのかということや、やはりこれは疑問に思っています。観光での町内バスの利用状況と、観光客や町民の方が、レジャー等でバスを利用していただくための施策についての、ご答弁をお願いいたします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 観光での町内バスの利用状況と、観光客や町民がレジャーなどでバスを利用していただくための施策について、という御質問でございます。観光での町内バスの利用状況でございますけれども、非常に、この利用形態の把握が難しくですね、残念ながら観光客だけの利用者数というのは、把握できていないというのが、

実態でございます。観光、レジャー等のバス利用での施策でございますけども、町内個別の観光地へのアクセスというよりは、今おっしゃられてましたように、高速バスが停車する場所、大朝であったりとか瑞穂、それから道の駅もあると思うんですけども、そういったところからですね、公民館等までのアクセスの利便性を高めることが、重要として考えてます。それで町内に入ってください。そっからはバスに乗り換えていただいでですね、それぞれの目的地に行ってくださいというのが、あり得る話かなと思ってます。あとはですね、その時間的な問題であるとか、目的地がバス停が遠いとかいうことであればですね、やはり、ここは地元にあるタクシーを利用していただくということが、賢明なのかなと思いますし、あとは観光地自身がですね、独自の送迎の対応を図るべきかなというふうに、思っておりますので、そういった対応ということで、なかなかいい施策と言い切れませんが、現状での対応はこういうことになろうかというふうに、考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） はい。先ほど、ちょっと公民館等寄ったりということで、ちょっとなかなかイメージが、ちょっと今わからないんですけど言葉だけで、いろいろ施策がある中で、例えば、ポストコロナ誘客展開事業で、今後プロモーションビデオ等を作られると思うんですけど、例えば、バスを利用することによって、普段見ることができない観光ルートを提案することも、利用促進と観光のPRに繋がると思うんですけど、今、説明を受けても、やっぱりイメージが湧かない。やっぱり、映像のほうがよりわかりやすいしという、思いがあります。今、プロモーションビデオ制作においても、今後検討されると思うんですけど、こういったバス旅みたいな、そういったことで邑南町をバスを利用して観光地を巡るといような、そういったビデオ等検討していただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、柳川情報みらい創造課長。

○柳川情報みらい創造課長（柳川修司） プロモーションビデオにおける、観光ルートの提案という御質問でございますが、現在プロモーションビデオにつきましては、メンバ



一の選考をしたところをごさいますて、まだ、会議等を開催はできておりません。今後、このプロモーションビデオの制作のメンバーの中で、そういった検討をなされるべきものというふうに、考えております。ただ、委員会のほうでは、観光とかA級グルメについては、すでに多くのプロモーションビデオを作っているのので、切り口を若干変えて作ることも必要ではないかという、御提案のほういただいておりますので、そういった部分も含めて、今後検討してまいりたいというふうに、考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 検討ということなんですけど、これは、やっぱり自分のほうも率先してやって、作っていききたいという思い個人的にあります。そのへんをちゃんと、しっかりとフィードバックして、町としてできればということを、提案していききたいと思っておりますので、またよろしくお願ひします。続きましては、観光マップ等、於保知盆地展望台の観光案内図についてです。令和3年3月の定例会の一般質問で、観光マップに掲載する際、現地の状況確認を実施した上で、掲載するなどの方法を検討していききたいと、答弁されております。2020年版の観光マップにあるスポットの現状確認はされたのか。また、於保知盆地展望台に新しくなった観光案内図があります。個人的には気に入っていますし、訪れていることがない場所が記されていたので、実際訪ねてみました。こちらも現状確認された上で、観光案内図っていうのを作ったのかというのが、現地を訪れてみて疑問に思いました。例えば、中山古墳群の場所に行くと、看板はあるけど現在地がどこかわからない。どこを見ればいいのかわからない。郷土館に行けば模型もあるし貴重な展示物もあるのですが、郷土館は土日休みです。で、この4月、5月に邑南町内で古墳めぐりをされていた町外の方がどれくらいいるかっていうことは、3名はいらっしゃいました。これはSNSの情報からです。また、奈良県からは順庵原古墳を見るために、わざわざ訪れた方がいたと聞いております。先ほどの、中山古墳群お一人の方が中山古墳群訪れて、自分と同じように現在地がどこかわからないというふうに、もう発信されております。さらに、周辺の山に入られているようなんですけど、現地には矢印もないし民有地だと思いますので、自分はただ本当に看板眺めただけで終わりました。観光案内図に紹介されているから、入っていいのか入っていけないのかという、ちょっと迷う部分もあるんですけど、また矢上地区の智河原鈿跡。これについても、以前の一般質問で触れましたが、これも今、於保知盆地展望台の案内図に載っております。たたら史跡としてはすごく見応えがありま

したが、草で覆われてるし、柵がしてあります。先日も、ちょっと途中まで確認しに行っただけなんですけど、途中で断念しました。たたら場が観光図に記されていることは、良いことだと思うんですけど、現状、気軽に入れないう状況にもかかわらず、観光案内図に記している。記す前に、しっかりと現地を確認して、整備が必要ならある程度草刈とかはしておくべきだと思うんですけど、それがされてない。2022年度版観光マップに掲載されている、観光スポットについて現状確認をしているのか。於保知盆地展望台の観光案内図に記されている観光スポットについても、現状確認をしているのか、そしてまた、史跡の整備についてのご答弁を、お願いいたします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 観光スポットの現状確認と、史跡の整備についての御質問でございます。観光マップについては、これは掲載する内容については、新しい情報を掲載していきたいという考えから、2021年版からは掲載情報の確認を行い情報を更新し、毎年作成をすることといたしました。また、いこいの村へ上がる途中にあります、於保知盆地展望台に設置されている観光案内図については、設置から相当の年数が経過し、盤面の損傷も激しくなっていたことから、令和3年度に看板デザインを作成し、新たな看板に張り替えをいたしました。案内版などに掲載する施設などにつきましては、様々な関係者、例えば、公民館にありますお宝マップの情報なども参考にしながら、決定しております。観光マップや観光案内図に掲載されている、観光スポットなどの現地確認については、邑南町観光協会とも連携し、本年度から実施することといたしております。したがって、2022年版観光マップや於保知盆地展望台の新しい看板デザイン作成においては、十分に確認できていない箇所もあることは、承知しております。現地の状況を確認しまして、マップ等に掲載する施設を見直していくことも必要であると、考えます。また、案内版に掲載されている史跡は、民間所有や民有地に所在しているものも多く、地域団体などにより管理されているものも、多くなっております。令和3年の質問にもお答えしましたように、地域団体などの構成員の高齢化などのため、維持管理が難しくなっているという状況もあります。これらの史跡の管理については、引き続き、地域団体などで行っていただくこととなりますが、史跡の再整備や修繕等について相談があれば、資金の調達方法、補助事業の導入等につきまして、管理団体と一緒に考えるなど、町として可能な範囲で、対応させていただければというふうに考えております。

○三上生涯学習課長（三上徹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上生涯学習課長。

○三上生涯学習課長（三上徹） 史跡の整備についてでございます。文化財の活用についての、生涯学習課としての見解としましては、見学が容易で観光などの活用ができる遺跡と、見学が困難だが学術的価値が高く、学習に利用できる遺跡の2種類があると、判断しております。前者は、国道や主要道沿いに位置し、訪問者が気軽に見学でき、整備も容易な遺跡で、田所の国道261号線に面している、順庵原1号墳がこれにあげられると思います。後者は、山の中や主要道からは離れているなど、見学や整備が容易でないが、研究や学習材料に有効な遺跡で、智河原鉦跡や中山古墳群がこれにあげられます。邑南町では、約1,000の遺跡が周知の遺跡として登録されています。数多くの遺跡がある中で、見学できるよう草刈などの整備が必要な遺跡に優先順位をつけ、年1回から2回程度の整備を、地域にお力添えをいただいたり、職員総出で行っております。また、遺跡の土地所有が民有地か町有地かということも、活用に関係しています。これは、智河原鉦跡や中山古墳群ともにいえることですが、すべてが民有地のため、草刈などの環境整備や調査、見学等の活用の上でも、個人所有地の環境整備の協力や、立ち入りの承諾が必要です。以前、中山古墳群の学術調査を行うときにも、立ち入り調査や測量、試掘に対して、県外在住の方も含めた、多くの所有者の承諾が必要となりました。これらのことを踏まえて、今後も観光と学習、それぞれに特化した文化財の整備を検討し、積極的な文化財の活用に努めてまいりたいと思います。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） はい。観光と学習分けるということですけど、あそこの於保知盆地展望台のある観光案内図を見たときに、観光者目線でいくとそれがどっちなのか、やはりわからない、判断できないと思うんですけど、なのでこれ次の質問に関わってくるので、次の質問に行きますけど、やっぱり観光案内図にあるだけでは、やっぱり情報が足りていない。今後進めるのであれば、同時にメディア化も検討をすべきだと思います。例えば、状況を確認したら情報をあげることが大切だと思いますし、先ほど言ったように、

観光案内図が新しくなっても、観光者目線からするとまだまだ情報が足りていない。発信面においては、改善されていると思うんですけど、これが持続的かどうか疑問に思えるところもある。ちょっと、例えばインスタグラムで行われた江の川フォトコンテスト、入賞者が決まり受賞者は別途掲載させていただきます。もうしばらくお待ちくださいとありますが、これが12月24日で発信が止まっておる。せっかく立ち上げたSNSが止まっているのは、すごく問題だと思います。で、一般ユーザーの方に魅力が伝わる写真の投稿を促すことで、投稿が今集まった状態。わざわざ町が発信しなくても、いろんな方が発信して、発信力を強めているのに、これは非常にもったいないと思うんで、持続的にどうなのかということに、本当に疑問に思います。観光マップや観光案内図にしるしただけでは、情報不足であります。持続可能で、随時情報更新可能な観光資源のメディア化についての、考えを問います。ご答弁をお願いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 観光スポットの観光情報のメディア化について、御質問をいただきました。観光マップや観光案内図については、現在町で作成しているものについては、紙などの媒体が主体となっております。観光スポット情報をメディア化することで、情報の更新が随時可能になります。紙媒体では掲載しきれなかった、観光スポットの情報の掲載など、非常に様々なメリットがあるというふうに考えます。また、現在様々な種類のマップやパンフレットなどがあり、施設などの情報について、町として一元的な管理ができていないという、反省点もございます。また、町が把握している情報量も、施設ごとに差があったりするような、状況でございます。メディア化、デジタル化することで、例えば地図上に観光スポットなどを一括表示させ、そこに観光スポットの詳しい情報や最新の状況、これをお伝えするような形で利用者が利用しやすく、また、管理者のほうも更新等の管理がしやすい方法を検討していきたいと、考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） はい。検討していくということなんですけど、商工会が作ら

れた邑南グルメ案内マップっていうのは、これすごく非常にいいと思いますので、やはりこれ参考にできるものがあったら、していただいて、観光者目線での発信をお願いしたいと思います。続いての質問は、いわみ温泉霧の湯についてです。再開して欲しいとの声を聞きますが、町の施設方針に、集客の見通しが立った時点で再開を求めるとありますが、見通しが立つために、具体的に何をするのかということが見えてこなかった。5月22日午後から、香木の森に行きました。観光バスが1台と駐車場はいっぱいだったと思います。その理由の一つとしては、新聞に取り上げられたバラ園のことではないかと、想像します。バラであったら、霧の湯では以前、バラ湯されていましてし、例えば、レストランにお願いして、食べることができるバラ押しをして、バラ三昧のような企画もできたかとは考えているんですけど、そのような再開に向けての動きもあったかどうか、疑問に思います。今コロナ減ってますけど、収束はまだ見えておりませんが、美又温泉も旭温泉もお客様がいらっしゃいます。平日でも、休日はかなりいらっしゃるんですけど、また、平日のきんたの里も確認しに行ったんですけど、1時過ぎに行ったんですけど、県外ナンバーは見当たりませんでしたけど、20台ぐらいの車が停まっております、レストランにもお客さんはいらっしゃいました。入浴だけではなく、食事だけのお客さんなど様々です、とお話をお聞きしました。特に今、美又温泉に自分入りに行くのではなくて、状況を見に行っております。その理由としては、香木の森から車で約30分で行ける。浜田作木線をメインに、沿線の景色と美をテーマに、霧の湯が再開した際は美肌温泉巡りのような周遊コースができないかと、今研究はしております。美又温泉は、全国の温泉ファンが魅力的な温泉地をインターネット投票選ぶ、温泉総選挙に2021でうる肌部門で、1位に輝いたことをPRされております。でも、実際自分も行って、美又温泉のこと、自分が邑南町のことだけ特化して、SNSで紹介しました。逆に、美又温泉の方も、自分のことを紹介していただけて、邑南町楽しいか何かの、SNSに発信されております。そんなことで、美又温泉に行かれるお客さんも、この邑南町を知ってもらうきっかけに繋がっているのではないかという、思いもあります。また、美又温泉おいしさも美しさから、というキャッチコピーの美肌食堂があります。食堂でおすすめの、バトウフライ定食を食べたのですが、この魚は朝捕って、こういう下ごしらえをしたとか、朝とったワカメであるとか、すごく丁寧に説明されて、こだわってるなという感じを受けました。霧の湯の再開に向けてどう動くのか、具体的にどのような対応をすることで、利用者数が増えるのか、自分ではなかなかアイデア等は浮かばなかったもので、いろんな方のアドバイスをお聞きした中で、集客の見通しを立てるためには、ロードマップを示すべきではないかと思っております。さらに、ロードマップを作るためには、誰に来て欲しいとか、どうしていきたいとか、どうなりたいたいとか、霧の湯の未来像は何か、コンセプトをはっきりさせる必要があるのではな

いかと考えます。コンセプトが決まり、ロードマップができれば、集客に向けて発信方法など、具体的なものも見えてくるとは思っております。霧の湯のコンセプトは何か、集客の見通しを立てるためのロードマップ作成についての、答弁をお願いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） いろいろとあちこち行かれたりして、霧の湯のことについて大変ご心配をおかけしております。御努力に、敬意を表したいと思います。コンセプトは何かということ、そもそもの話ですけども、霧の湯ができた当時、これ条例上にもうたつてあるわけですけども、まずは、住民の保養と住民の健康増進、これを第一に考えるということ。それから2番目に、地域の活性化というのが書いてございます。やはり私ども、この霧の湯というのは、まずは、住民の皆さんのための施設であるということは、今もって変わらないコンセプトであろうかと思えます。一方で、地域の活性化というところにもあるわけでありますが、野田議員の御指摘のように、近年では島根県が美肌ということを大きなキーワードとして掲げ、この霧の湯についてもいろいろデータを調べてみますと、pHは単純アルカリ温泉であります、pHの値は美又に次ぐんですね、県内で。ですから、有福よりもpHが高いんですね。そういう意味では非常に効能のある、私は温泉ではないかと、これは環境健康者の数字からも出てるわけで、間違いない。それと、邑南町が従来やっている食ということ絡めて、従来からやってきてるわけです。そのへんを特に売り出そうとしておった矢先に、コロナという問題が起こって、どうしても密になるというような想像から、皆さん方も敬遠されてこられたんじゃないかなというふうに、感じております。完全にコロナってるのは収束してはおりませんが、少しずつ収束に向かっていってるんじゃないかなというふうな、これ全国的な話もありまして、我々としては、どう考えるかという段階に入ってるんじゃないかと、思います。数日前にも、指定管理をお願いしている、ウェルスさんにも社長以下来ていただいて、再開に向けての条件整備、これは何だろうかということ、協議をさせてもらいました。このへんをきちっと整理をした上で、再開に向けての御提案をですね、いい時期に議会の皆さん方にもお示しをしたいなというふうに、思っております。町民の方に、ぜひこれ御理解いただきたいんですが、ほとんどのこの種の温泉施設、公設民営が多いございますが、ほとんどの施設が指定管理料を払っているという、多額指定管理を払っているという段階で、邑南町の場合は従来からそれ払ってないという状況がある。環境的には、コロナ禍の状況よりも、今様々なこと

で高騰してるという状況の中で、非常に無理なお願いを今してる状況だということについては、御理解いただきたいなというふうに、思っております。このへんを、指定管理のウェルスさんとどうやって考えていくかということについて、今まさに協議中だということをお知らせしました。ということで、ロードマップを作るとか作らないとかということについても、まだそこには至ってなくて、どういう形で再開させるのかということについて、今協議をしてるということについて、御理解いただきたいなというふうに思います。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員

●野田議員（野田佳文） pHの値、美又温泉もアルカリ性を示すpHが高くて、メタケイ酸が豊富。とろりとした手触りで、肌が潤うということをやはり押しておる。やっぱり、邑南町もそれにつぐんだったら、やっぱりそういった美肌ということも、いい材料になるかと思えますし、島根県の進める美肌観光について、発展策を官民で話し合う研修会も行われていると、新聞にありました。再開を望む町民の方も、そして、さらに町民の福祉のためにも、しっかりとした計画を示していただきたいと、思ってます。よろしく願います。続いては、モンベルについてです。モンベルについて、初めての一般質問で質問し、経緯、実績、今後についての答弁をいただいてから、1年になりますが、先日町民の方から、モンベルとの連携はどうなっているのかというお話を、お聞きしました。モンベルのホームページに、イベントページがあるのはご存じかと思えます。モンベル主催で、登山体験などをされているのですが、邑南町から少しちょっと遠い距離にある、町内で自然体験を開催した場合、結構モンベルを愛用されている方がいらっしゃいます。もう、1か月ぐらい前ですかね、邑南町でのイベントを企画して欲しいと、モンベルにも問い合わせメールを送りました。別に町議であるとか、連携を結んでるというのは触れてないんですけど、自分の熱い思いというものをメール問い合わせしました。すぐに連絡がありまして、モンベルからの返事としては、今期はすでに決まってるけど、来期に向けてしっかり提案してくださいと、返答いただきました。ぜひ、町としてイベントを企画して欲しいと思っております。予算面においても、かなりの費用がかかるのかと思っておったんですけど、モンベルショップのスタッフさんが、宮島の弥山で登山体験を企画した場合、例えば、参加費は1人4,300円で、4人からという体験を企画されております。モンベル主催の自然体験が開催された場合のメリットというのは、学びだけではなく、モンベルのイベントページに掲載されます。今年中に来期のイベントが決まり、来年秋に開催さ

れるとしたら、年明けから10か月近くモンベルのイベントページを邑南町、これ例えば登山体験だったら山が紹介されます。広島広域都市圏の邑南町紹介ページにも、山登りや川遊び等のレジャーも楽しめると思います。アウトドアはやはり今人気ですし、町内でも様々な場所でアウトドア体験が可能になっておる、高速道路も広くなり広島県からもよりアクセスしやすくなると、もうアウトドアなら邑南町へというイメージも発信しやすい。集客のためのイベント開催というよりは、まずはモンベルの方にこの町の自然を見ていただき、体験以外にも何かアドバイスをしていただきたいという、思いがあります。そして将来的に、集客につなげていくことができればなど、思っております。モンベルガイドの自然体験開催について、提案いたします。ご答弁をお願いいたします。

**○三上生涯学習課長（三上徹）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、三上生涯学習課長。

**○三上生涯学習課長（三上徹）** モンベルにガイドを依頼した自然体験の開催を提案する、ということでございます。株式会社モンベルと、令和2年7月28日に協定を締結しております。令和3年度には、テント、ライフジャケット、ヘルメット等購入し、邑南町公民館連絡協議会主催のリーダー研修会に、購入したテントを使って、設営や火おこし、アユのつかみ取りなどの体験活動や、瑞穂ハンザケ自然館が実施する、オオサンショウウオ生息調査にて活用しております。今年度においても、自然を生かした子供たちの生きる力の育成となる取り組みについて、モンベルとの連携がどんな形でできるか、モンベル広島祇園店との協議や、モンベルフレンドタウンミーティングに参加するなど、模索を続けておるところでございます。

**○白須産業支援課長（白須寿）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、白須産業支援課長。

**○白須産業支援課長（白須寿）** モンベルクラブとの連携でございますが、ホームページを確認いたしますと、現在、モンベルクラブの会員数が、100万人以上ということになっています。先ほど生涯学習課からも説明がありましたが、協定に基づく様々な取り組みを進めることによって、モンベルの会報誌やSNSに、そういったことが取り上げられてきます。100万人以上の方に、邑南町がPRされるわけですので、邑南町に様々なメ



リットをもたらすものと、期待しておりますので、今後、観光面からもこういった取り組みを進めていきたいというふうに、考えています。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） はい。100万人の方にPRできるということは、すごくいいと思うんです。進めるとありますが、モンベルの方と30分ぐらい、電話ですごく話まして、原山がありますよねとかってそういう話も出ました。自分としては、もう本当にすごい熱い思いを語って、町ができなかったら自分でも計画させていただければという思いがあるので、町としてもう一度確認させていただきたいんですけど、この体験イベントをモンベルに提案することは、今年中にあるのかというのをちょっと確認させてください。

○三上生涯学習課長（三上徹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上生涯学習課長。残り時間が5分となっておりますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

○三上生涯学習課長（三上徹） 観光という面ではありませんが、生涯学習課のほうでは、生きる力をつけるための取り組みについては今年度できるように、模索を今続けておりまして、そのことで、フレンドタウンミーティング等に参加するなどして、どういう形でできるかというところを、今検討しておるところでございます。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 確定したら、しっかりと発信していきたいので、早めにご連絡をいただきたいと思います。ぜひ、体験をしていただきたい。邑南町12地区それぞれの場所に、すばらしい自然があつて、歴史があり暮らしがあります。やはり、邑南町さらに元気になりたいと思っておりますので、これからもいろいろと、よろしく申し上げます。これで一般質問を終わります。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、野田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後1時15分とさせていただきます。

——午前 11時 41分 休憩 ——

——午後 1時 15分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第3号、日高議員、登壇をお願いします。

（日高議員登壇）

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 4番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい。4番日本共産党、日高八重美です。この間、コロナ長く続いておりますけども、職員の皆様には、感染対策とか、ワクチン接種とか、様々なコロナに対する対応で、日々大変だったであろうというふうにご推察いたします。今は、下火にある程度なってますけども、新たな変異株も報告されてますし、引き続き、感染対策、私達もきちっとやりながら、職員の皆様には今後ともよろしくお願ひいたします。1日も早く、収束ということが出されるといいなと思います。それでは、質問通告用紙に従いまして、一般質問をさせていただきます。2点、今回は準備してます。一つは、学校給食の無償化について。もう一つは、加齢性難聴者の補聴器購入の補助を求めるという2点を準備しております。最初に、学校給食の無償化についてですが、安全でおいしい学校給食の無償化を求めて、質問をさせていただきます。みんなで一緒に食べる給食は、子供たちの学校生活を支え、心と体を育むものと思います。給食に関わる栄養士や調理師の皆さんは、子供たちに給食を残さず食べてもらいたいという思いから、毎日奮闘されてると思います。栄養価の高い昼食を、経済状況にかかわらず食べられる、このことが子供たちに情緒的な安定をもたらし、集団で食べることを通して、お互いが繋がり合っていることを確認していくものと思います。給食は学校生活の中で、子供の豊かな感性を育てる特別な時間と認識しております。ところで、2017年文部科学省が行った学校給食の無償化等

の実施状況と、完全給食の実施状況という調査が行われています。この中の無償化についての実施状況について、結果を見られていると思いますが、町としてはどのように把握されていますか、ということと、もう1点続けてもう一つお願いします。この文部科学省の実施状況調査の中では、無償化を実施している自治体から出された、多くの積極的な意見やメリットについても、報告されています。全国で給食費の無償化や、一部補助が増えている背景は何だと考えられますか。また、給食費無償化について県内での状況は、いかがな状況なのか、あわせてお伺いをいたします。お願いします。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議員ご質問の、最初の1点目の学校給食の無償化と実施状況ですが、これにつきましては平成29年になりますか、文部科学省が学校給食の無償化等の実施状況と併せて、完全給食の実施状況について、調査されております。その中で議員ご質問の、無償化等の実施状況についてでございますが、数値的なところをお話をさせていただければと思いますが、この調査によりまして、全国1,740の自治体のうち、小中学校とも無償化を実施している自治体は76。小学校のみ無償化している自治体は4。中学校のみ実施している自治体は2となっております。それから、この調査結果をもとに把握した内容についてでございますが、この調査結果から考えることは、多くの自治体で無償化が進んでいないのは財政的負担が大きく、特に財政規模の弱い自治体には重く負担がかかることが、一番の要因と思われまます。都市部の大きな自治体で無償化を取り組むとした場合試算した数値によりまして、約数億円の試算もされておまして、もし仮に実施されたとしても、実施以降継続して予算化をすることは、将来的には難しいかと考えられます。それから、全国で給食の無償化や、一部補助が増えている背景はどういうことと、県内の無償化の自治体についてでございます。文部科学省が調査した、給食費徴収実施調査で把握された、無償化または一部補助を行っている自治体、市町村は83自治体となります。無償化を開始した背景としては、食育の推進、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策の促進などとなっております。無償化による成果としては、保護者については、経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受。学校については給食費の徴収事務の軽減。自治体については、子育て支援の充実、少子化対策の促進など、成果としてあげられています。ただ、課題もあり継続的な予算の確保であるとか、食材費の高騰や転入増の対応、それから食育への関心の低下や、無償化を当然とする意識の

高まりの懸念なども指摘されています。それから、県内の給食無償化の実態につきましては、調べましたところ、吉賀町のほうが、平成27年度から無償化のほうを実施されておられるようです。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい。今、高瀬課長が言われたように、無償化を開始した目的というのは、食育の推進とか、保護者の経済的負担の軽減とか、子育て支援、少子化対策というところで無償化を実施した自治体があり、無償化した自治体にはそういったことがあげられてました。で、今の報告の中で、無償化を実施している自治体の93.4%が町や村。これらの町村の人口は、すべて3万人未満のところが多いようです。特に、人口の1万人未満の自治体が、73.7%を占めているということを、参考に付け加えさせていただきます。給食の無償化を実現した自治体は、先ほど、高瀬課長が言われたような目的とか、成果とか、ありますけども一つは、やっぱり、地域全体で子供を育てていこうという、そういう意識が高い自治体であるというふうに、まとめの中にはありました。給食の食材を地元産にしたり、食育に力を入れたりとか、そういう工夫をすることで、食を通じて地域への愛着を深めたり、地域のことを知るとてもよい機会になってる、というようなことも書かれていました。今、無償化をされてる自治体は、83って言われましたかね、全体の4.4%と少ないんですけども、一部無償化とか、一部補助とか、そういった自治体も含めると、424自治体ということで数は多くなってます。あと、学校給食についてなんですけど、平成20年に改正された学校給食法では、第一条目的のところ、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとされて、第二条目標では、日常生活における食事についての正しい理解を深めること。望ましい食習慣を養うこと。学校生活を豊かにすること。あと食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くことなど、7項目にわたって目標が示されています。これらの目標は、学校給食関係者が、目標実現するために、達成されるよう努めなければならないとされています。学校給食が教育の一環として、明確に位置付けられていると思います。邑南町では、小中学生が、地元産のお米や野菜を使用していることを学ぶことで、これらの目標が達成できるものと思います。子供たちの、農業への関心が高まることも期待されます。また、今年度6月からですかね、有機米を使用した米飯給食が、月に1回提供されることになりました。このことを通じて、お米への関心と生産者への広がり期待できると思います。あと邑南町の教育

委員会では、ホームページの中で、食育の体験の場である学校給食は、安全安心が地元産を中心とした旬の食材を使用する。できるだけ、多様な食材の組み合わせによる献立の実施をする。味つけや調理方法を大事にするなど、将来にわたって、子供たちが、自分の体を自分で守れる食習慣の定着が図れるものとする必要がある。そのための食材費として保護者負担を求めています、と書かれています。子供たちが、自分の体を自分で守れる食習慣の定着が図れるものとする必要があるという、この文言ですけど、私はこれは学校給食を通して、子供たちが自分の体を守るための食習慣を身につけられるように、学校側が教育をしていくというふうに、解釈できると思っています。学校給食での地元産の活用や、生産者さんとの交流、食に関する学習の機会など、実情はいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議員ご質問の、地元農産物の活用状況、また、生産者との交流や、校内においての食に関する学習の機会について、でございます。まず最初に、地元農産物の活用状況についてでございますが、米につきましては、JA島根おおちと協定を結び全量購入をしております。それから、次野菜につきましては、全量ではございませんが、産直市であるとか、個人農家、また福祉施設からの購入をしているところでございます。次牛肉についてでございますが、一部とはなりますが、石見和牛を購入しております。それから、牛乳であるとか、ブドウなどの果物や、加工品についても、一部ではございますが、地元産を利用させてもらったり、また購入等をしているところでございます。それから、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、学校給食のほうでの有機米の使用につきましては、今年6月から試行的にはございますが、給食に取り入れることを計画しておりまして、毎月1回程度、使用する予定と今なっているところでございます。生産者との交流についてですが、すべての学校というわけではございませんが、米づくりであるとか、野菜づくりに地元の方を講師に招き、指導してもらっているところでございます。校内における食の学習については、教師であるとか、あと栄養教諭が授業で食に関する学習や、給食時での食の指導等を行っております。全部の学校ではございませんが、エンドウ豆を子供たちが実際にむいて、それを翌日の給食で食べることで、食することでの食の大切さを知る学習も行っている学校もございます。町内小中学校では、一校一菜運動に取り組んでおりまして、特に石見東小学校は、学校で野菜について生産から消費

までの、一貫した過程を体験する取り組みを行っております。今年度につきましては、矢上小学校と石見東小学校対象に、JA職員を野菜づくり指導員に委嘱するなど、食するまでの苦労や様々な関わりが必要であるようなことを学び、食を通じての感謝であるとか、食育にも力を入れているところでございます。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい。私たちの知らないところで、学校の中ではそういった生産者との交流とか、さっき言われた一校一菜運動、そういったことが取り組まれているということで、邑南町でも、そういった食育活動がされてるんだなということ、改めて認識させていただきました。で、やっぱり邑南町小学校が8校、中学校が3校だと思いますけど、やっぱりすべての学校で、やっぱりこの教育委員会の目的である、食育というところで隔たりなく、どの学校でもこういった活動がね、まんべんなくできるようにしていただきたいなと思いますが、やっぱり、そのへんの課題というのは、どういうふうにお考えですか。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 食育でいいますと、学校だけでなく3食食べます。その学校で習ったことを家庭に広げていこうという、そういうことも、課題の一つであると思います。それと、食習慣、生活習慣病も子供たちの中にもございます。そういった健康づくりの課題も、給食だけでは解決できませんので、家庭とか連携をしなければならないということも、課題の一つだというふうにお考えです。また、地元の野菜等を取り入れていこうとして、コーディネーターを配置しておりますけども、生産が間に合わないようなこともございます。地元産を使おうとすればするほど、いろんな課題も出てきます。そういったことが、大きな課題じゃないかなというふうにお考えです。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい。課題については、やはり、子供の生活習慣病というのも今お話に出ましたけど、成人病予備軍にならないような、そういった学校給食を通して、家庭への波及効果というか、そういうことも大事なことなんだなというふうに、改めて思いました。あと、学校給食法については、先ほど7項目にわたって目標が設定されているというふうにありましたけど、農水省でもやはり同じような内容で、7項目ぐらい学校給食での地場産の活用についての意義とかいうのが提示されてます。ぜひともですね、邑南町農業されてる方たくさんいらっしゃいます。お米づくり、野菜づくり、道の駅にも出される方もたくさんいらっしゃるんですけど、ぜひ地元のものをしっかり使っていただいて、子供たちに、地元の野菜はおいしい、お米はおいしいというふうなことを、やっぱり意識して、学校教育の中で教えていっていただきたいなと、思います。私も県外から来て、本当に、島根県のお米はおいしいと思います。よそに行ったときにね、県外で食べたときに、本当島根県の、今まで普段食べたお米は、おいしいんだなということを改めて実感します。子供たちは、おいしいお米を食べられて幸せだなと思いますけど、やっぱりその良さを、しっかり子供たちに伝えていっていただけたらなと思います。もちろん学校だけではなく、それは家庭でも必要なことだと思います。これですと、さっき食事のことが出て、食事をするのは学校だけでなく家で食事をするわけですけども、1人が1年間に食べる回数は、1日3食で計算すると1,095食という計算に、大体なるんですけども、子供たちにとっては、そのうちの2割が学校給食になってます。そういうことから言えば、生きることに欠かせない大事な大きな役割が、学校給食は担っているというふうに思います。今ですねいろいろ社会問題にもなってます、物価高騰による学校給食への影響が懸念されています。先日の総務の常任委員会では、今年度は予算内で対応できるよう工夫されるということでしたけども、献立を考えられる栄養士さんとか、調理をされる調理師さんにとっては、大変な御苦勞があるのではないかと、今のままでは、やっぱり限界が来るんじゃないかなというふうに、ちょっと危惧します。今後、今年度はそのまま据え置くというような話でしたけど、令和5年度、6年度の給食費の検討、またこれからされるということですけども、今現在ですね、保護者の負担っていうのは、年間に1人の子供に対して、大体どれぐらいの額になるか、お答えいただけますか。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃）　　まず最初に、給食にかかる費用について、お伝えをさせていただければと思います。今年度の予算額でございますが、人件費、光熱水費等を含め、全体で約1億3,500万となります。そのうち、食材費として保護者様から負担いただく額については、年間で4,840万程度となります。それから次に、保護者の給食費の年間負担額についてでございますが、小学校については、給食業保護者年間負担額は4万4,553円。それから、中学校につきましても、給食費は保護者年間負担額は5万7,900円となっております。

●日高議員（日高八重美）　　はい、議長。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美）　　はい。小学生で4万4,500円、中学生で5万7,000円で、これ1人の子供さんの1年間の費用負担なんですけど、ご兄弟がおられる方は、この倍かかるということで、子供さんが小学校中学校に、2人とか3人とか行ってらっしゃる方にしてみたら、この2倍3倍と年間の費用がかかるということですね。昨年町内で共産党が行った、暮らしのアンケートというのを実施したんですけども、そのご意見の中で、やっぱり子供の給食費の負担が大きいというふうなご意見がありました。その方の記入欄にはですね、3人分の給食費を払わないといけない。1か月1万5,000円以上。で、中学生2人だけでも、給食費とあともろもろ教材費とか学用品とか、多分部活の費用だと思うんですけど、合わせると1万8,000円の引き落としがあると。給食はととてもありがたい。やっぱり、大事な食事を、学校で栄養バランスもよく食べさせていただけるということ、本当にありがたいんですけども、負担としては大きい。やっぱり1か月5,000円前後、1人にかかるということではありました。で、小さな子供さんへの支援というのは、いろいろ子育て日本一を目指す邑南町としては施策、いろいろありますけども、医療費も中学生まで無料ということがありますが、やっぱ中学生まで、ある程度大きくなった子供さんへの支援も、もう少し考えてもらえないだろうかというようなご意見がありました。このように給食費っていうのは、就学援助を受けてらっしゃる方にとっては、免除という方法もありますけど、先日伺ったところ、就学援助の制度を受けられてる方は、小学生で19.2%ですかね、中学校で2割ちょっとということで、両方合わせると2割前後の方が援助を受けておられますけども、ほとんどの方が負担をされているということでは、家庭への経済的な負担は大きいのではないかと思います。先ほど、文科省が行った



統計の中で、人口1万人未満の自治体が、7割強無償化を実施しているというふうに、ちょっとご紹介いたしましたけども、割と比較的小規模な自治体で、給食費などの義務教育にかかる費用を、自治体が負担する動きが広がっています。そこには、高瀬課長も言われましたように、少子化とか、過疎化とか、子供の貧困問題などがあります。今コロナです、多くの家庭の収入が減って生活が厳しくなっている中で、給食費は子育て世帯全体を、私は苦しめているかなというふうに思います。給食費の無償化っていうのは、一番の子育ての支援ではないかと考えます。憲法26条では、義務教育の無償化をうたっています。憲法に基づいて、義務教育は無償であるという観点で、所得に線引きしないで、給食費の無償化を行うべきではないかと思いますが、町長の学校給食への思いと、無償化についてのご答弁をお願いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 今、日高議員さんから、憲法の話も出ました。やっぱり、子供の健やかな成長をするためには、憲法に保障してあることについては、国の責任において、当然やるべきでありましょうし、したがって御党からですね、おそらくそういったことを提議されてるというふうに思います。残念ながら、各自治体で対応する場合は、それぞれの財政事情もございます。学校教育課の試算では、邑南町の義務教育の無償化をやる場合は、さらに年間5,100万円要するというような試算も出ておまして、現段階ではとてもそれは対応できない状況だというふうに、認識をしております。特に、給食の問題については、ハードの整備、これもかなり課題が残っております。特に、西給食センターあたりは、いろんな課題を聞いておりますんでね、そういったことも含めると、これ慎重にやっぱり考えていかざるをえないんだろうというふうに思います。本当はやりたいんですが、できないということでもあります。それと御承知でありましょうが、日本一の子育ての構想の一環で、保育所については完全給食という形で、もう大分前からやっております。参考までに申し上げます。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい。確かに給食費の無償化については、自治体独自でやるというのはなかなか大変。文科省の集計でも、やっぱり財源。これを続けていくための財源の確保が、なかなか厳しいというようなこともありました。ぜひともこれは国の制度としてね、教育の無償化というところでは、義務教育の無償化という1点で、やっぱり、国でも制度化をさせていくような取り組みが、今後やっぱりやっていかないといけないのかなというふうに思います。この会期間中に、財務の勉強会をさせていただいて、今の財源とかですね、勉強させていただく中で、なかなかお金がないなというようなことは実感わかってるんですけど、でも、この約5,000万の保護者負担、これが何とか町で負担ができるような財政に持っていけるのが、一番いいと思うんですけど、極力保護者負担が増えないように、今後検討していただけたらと思います。やっぱり、こういうご時世の中で、新型コロナの地方創生交付金なども利用しながら、活用しながら、給食費の今年度予算内に抑えるとは言われても、やっぱり物価高騰もあるので、そういったところに交付金を活用しながら、給食の質や量とかそういうものを落とさないように、ぜひ御検討いただけたらなというふうに思います。昭和38年に小学校ですかね、教科書が無料になったというのが、学校の歴史の中に載ってましたけど、それもやっぱり保護者とか、市民のね、運動の中で教科書がとか、授業料ですか教科書だったかな、無料になったという歴史もあります。学校給食の無料化もそういう運動が始まって、もう何年も経つけど、なかなか進まない。でも、それでも少しずつそれを実行する自治体が増えてきてますので、将来にわたってですね、やっぱりこの運動は続けていかないといけないのかなと改めて思います。学校給食の無料化の質問については、以上で終わりたいと思います。次にですね、加齢性難聴者の、補聴器購入費の補助を求める質問です。2015年の、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランの中で、難聴が認知症のリスクの要因の一つとしてあげられています。その後、2017年には、国際アルツハイマー病国際会議というところで、認知症の予防可能なリスクのうち、最大のリスクとなるのが、難聴であるというふうに報告されてます。現在、日本の認知症患者、2012年の厚労省の調べですけど、462万人。団塊の世代が75歳を迎える、2025年を対象とする政府の新オレンジプランは、2025年には認知症の人が、今462万人、さらに25年には700万人になると推定されてます。65歳以上の高齢者に対する割合は、5人に1人に上昇すると見込まれてます。認知症を防ぐ防御因子としては、運動とか食事、余暇活動、社会的な参加、認知訓練、活発な活動などの推進を進めてます。邑南町では御存じのように、住民主体の運営によるサロンとか、体操教室などの開催が取り組まれています。それにしても参加するためには、高齢者の耳がよく聞こえるということが大前提となります。ところで、誰でもがなる加齢に伴って難聴は、誰がなってもおかしくない状況ですけども、日常生活に及ぼす影

響について、どのように認識されているか、ご答弁いただけますでしょうか。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 難聴が、日常生活に及ぼす影響についてという御質問でございます。加齢性難聴とは、議員おっしゃいますように、加齢によって起こる難聴でございます。年齢以外に特別な原因がないものを察するものでございます。それで、誰にでも起こる可能性があるというものでございます。こういった加齢性難聴に限らず、難聴、聞こえが悪くなることによって、日常生活の中では危険が察知できないというようなことで、身体的な危険が増えること。また、日常生活のすべてにおいて、不便になってくるというようなことは、もちろんですけれども、コミュニケーションをとることが難しくなることで、人間関係にも支障をきたしたり、場合によっては、家族や社会から孤立したり、抑うつ状態になったりというようなことも、心配をされます。それともう一つが、先ほどこれも議員おっしゃいましたように、新オレンジプランの中でも、認知症の危険因子の一つに、あげられているというようなところでございます。本町での実例として、特に数値的なところは把握はできておりませんが、個別ケースの中でも、そういった精神的なところの要素にも、やはり影響してるというようなところは、ケースとしても報告を受けておりますので、そういった要素は、町内でも影響があるということは、承知をしているというようなところでございます。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい。日常生活に及ぼす影響について、今ご説明がありました。身近にもですね、そういったちょっと耳が聞こえてないために、ちょっと、コミュニケーション難しいかなとかいうような方は、割といらっしゃるんじゃないかなと思います。一般的に加齢性の難聴というのは、高い音が聞こえにくくなるというふうに、言われてます。ピッピッとかがいう体温計とか、あと電子レンジの終わったときになるチンという音とか、そういうのが聞こえにくくなるようです。あと言葉では、か行とさ行、た行、は行ですかね、そういった言葉の聞き間違いが増えてくると、なかなかこう聞き間違いで他

人とのコミュニケーションがね、難しくなったりという実情もあるようです。なかなか言葉一つ、かたさ、たとは、聞き間違えると全然内容も変わってきますし、話がかみ合わないとか何かおかしく、自分でもおかしいなと思うと、だんだんと人の集まる場所に出かけるのがおっくうになったり、人によっては、自宅に閉じこもりがちになったりというのが、実情としてはあるんじゃないかと思います。ひどくなる方には、抑うつ状態になるということもあろうかと思います。人と話すことがなくなるということは、聞こえることが情報として入らないので、脳への刺激も少なくなって、その結果、認知症、認知機能が低下するという悪循環を起こすといわれています。聞こえが悪いというのは、加齢性難聴だけじゃなくて、病気の場合もあるので、耳鼻咽喉科を受診して、診察とか検査を受ける必要はあるかと思いますが、加齢性難聴であるとなれば、それは、補聴器の使用は有効ではないかと思います。お聞きするんですが、現在、国の補聴器の購入助成に対する、公的な制度はどのような内容なのでしょう。あわせてどのような手続きが必要なのか、お答えいただけたらと思います。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 補聴器の購入に対する、公的助成制度はというお尋ねだということでございます。現在、補聴器の購入に対する公的な助成としましては、身体障害者手帳をお持ちの方で、聴覚障害という区分の認定を受けていらっしゃる方に対して、障害者総合支援法に基づく補装具として、補聴器を給付する制度が基本となっております。この先ほど申し上げました、聴覚障害の認定というのは、両耳の聞こえ、いわゆる聴力の検査が必要になってまいります。いわゆる認定を受けた耳鼻科医での正式な調査、それを診断を持って、それと申請手続きというようなものが、いわゆる本町であれば、福祉課の窓口で手続きをしていただく必要になってまいりますけれども、この検査結果が、およそ70デシベル。デシベルというのはご存じと思いますが、音の大きさ、単位でございますけれども、この音が大きくなければ聞こえないということで、この数値が上がれば、いわゆる難聴の度合いが高い、いわゆる聴力が低いというふうなことになりますけれども、この70デシベル以上であることを基準の一つとしております。ですので、これが身体障害者手帳の、聴覚障害の認定庁の基準でございますので、この聴力レベル70デシベル以上というのが、いわゆる、補装具制度での補聴器の給付の基準の一つの目安というふうにもなっております。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい。今70デシベル以上の方が、身体障害者の申請の一定の条件になるということでしたけど、70デシベルという音の大きさが、どれぐらいのものなのかっていうのを、私たち経験がないからわからないんですけど、物の本によれば両耳で40センチ以上離れるとその会話がもう理解できない。音は聞こえても内容が理解できないとか。あと、音がゆがんで聞こえるというのが、70デシベル以上のその聞こえの状態というふうに書いてあります。WHOでは41デシベル以上になると、補聴器を使用することを推奨しています。基本的にはデシベルっていうのは、基本的には聞こえるんですけども、時々人の話が聞き取れない。人によって音域も高い声の人も低い声の人もいるので、音域によっては変わるんですけど、聞こえるときもあるけど、時々人の話し声が聞こえないっていうのが、41デシベル以上なんだけど。普段日常生活では、さほど支障はないかもしれない。だけどこれを放っておくと、さらに徐々に聞こえが悪くなって、今まではこのレベルの音しか聞こえなかったけど、ほっとくことで、だんだん聞こえにくい音が増えていくということで、補聴器を、41デシベル以上になると補聴器を使うことを、進めておられます。で、あとこれは参考なんですけど、75歳から79歳の方の難聴の有病率、は男性で71.4%、女性では67.3%あるというふうに言われてます。やはり難聴は認知症の最大の原因、要因とされて、難聴がなければ、そういった社会活動とかです、ね、人とのコミュニケーション、出かけていくこととか、人と話すことができなければ、難聴がなければ9%の認知症が減らせるという情報もあります。あと、補聴器なんですけども、WHOでも言ってるように、40デシベル以上になると、補聴器を推奨すると言われてますが、日本補聴器工業会というところの調査では、補聴器の購入者の1台当たりの費用、いろいろあるようなんですけど、片耳の平均で15万円、両耳では30万円。これは、ある調査の中の記載なんですけど、本当はもっと高額な補聴器っていうのはあります。私が、この補聴器のことでお話を聞いている人の中には、片耳30万、両耳で60万という男性の方もいらっしゃいました。とても、普通に生活している人の手の届くような値段ではないんですけども、高齢になって、耳が遠くなっても、何とか補助があって購入ができて、日常生活に支障なく暮らすことができるようにすることが、そのお手伝いをするのも、私たちの役目じゃないかなというふうに思います。で、中度軽度の難聴者70デシベルまでの方です、よね、そういった方への購入費の助成制度が少しずつ広がってます。全

国の自治体の、この制度の実態っていうのは把握されてますでしょうか。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 補装具基準以外の、補装具の助成、補助の全国的な実態がどのようなものか、というふうなところでございますけれども、先ほどの、障害者支援の補装具以外で、補装具の購入費助成に関する、公式な調査結果等はないところでございますけれども、一部の報道やインターネット等で確認する限りでは、全国でもいくつかの自治体、ある情報では58ぐらいだったと思いますけれども、こういった自治体で実施されているというところまでは、こちらのほうでも承知をしております。県内では、唯一益田市で今年度から開始されたと聞いております。ただ、この実施の自治体が東日本の方に集中しておりまして、西日本では先ほどの50以上の自治体のうち、1桁ぐらいしか西日本では実施がないというような状況でございますので、実施自治体のすべてを、こちらの方でも状況確認ができたわけではございませんけれども、いくつかの自治体に尋ねてみましたところ、どの自治体も、先ほどの難聴が認知症などの要因となりうる、というふうなところを意識して、これの対応を重視したものであろうというところでございます。先ほどの、公的扶助である補装具の基準には満たないまでも、ある程度の聞こえの低下、先ほど議員おっしゃいましたように、WHO基準でいいます中等度、こういったものを一つの基準にしていらっしゃる自治体が、多くの自治体に見受けられておりまして、給付額につきましても、自治体ごとに違いはありますが、補装具基準単価より少し低い、2万円から3万円程度で設定しているという自治体が、そういった例が多かったように思っております。実施の自治体からは、補聴器による聞こえの回復で、地域の集まりにその高齢者が参加するようになって、介護予防の一助になったという事例も聞かれておりますけれども、こういった実施の自治体の多くは、近年の制度開始であるという例が多く、こういった先ほど申し上げましたような事例は、まだ一部にとどまっております。利用傾向の分析であるとか、助成による効果の検証がまだなされていないところが大半でございます。なお、付け加えて申し上げますと、国の状況も確認をさせていただきましたが、国につきましてはこの補聴器に関して、先ほどもありました認知症機能、この低下に関しての予防効果を補聴器を用いた場合、認知症機能にどれだけの予防効果があるかというふうな研究も行ってたと、聞いておりますけれども、現時点ではまだその検証につきまして、結果の公表であったりとか、施策への反映というところには、まだ至っていないというふうなところ

が現状でございます。

●日高議員（日高八重美） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。

●日高議員（日高八重美） はい。いろいろ調べていただいて、大変参考になりました。（咳き込む。水を飲む。）失礼しました。高齢化が進む中でフレイルという言葉は、あちこちで聞かれることが、あるかと思うんですけども、フレイルの予防というのは、大変重要です。ご存じだと思いますが、健康である状態と要介護の状態の間の、虚弱な状態ということ、フレイルというふうに言いますけど、健康を維持するためには、フレイルを予防することが、とても大切です。邑南町においても、集落ごとに地域運動教室が開かれて、そこへ定期的に運動指導士さんとか、役場の保健師さんとかが来られて、頭の体操を兼ねた体の体操なんかも、指導をされてます。このフレイルを予防するための、三つの要素っていうのは、栄養と身体活動と社会参加というふうに言われてます。なかでも、この社会参加というのが、フレイル予防の入口と言われてて、高齢者の社会参加が、フレイルや要介護状態の予防に、大変重要な要素と言われてます。難聴のために、出かける機会が減ることがないように、一人一人に働きかけることも大切です。農業されてる方たくさんいらっしゃいますので、土地がらですね、やっぱり、草刈り機の使用も、若いときから長年使っておられる方もおられると思います。あと、長時間大きな音にさらされると、音の振動で、耳の奥の内耳のところの細胞が傷ついて、難聴になるというふうにも言われてます。特に、一人暮らしでは、その難聴に気づきにくくなるという実情も、あろうかと思えます。今現在邑南町では、難聴、軽度中度の難聴の方の実態というのは、なかなか把握できない。唯一、そうかなあって思えるのが、介護認定の調査の中とかで、聞き取りをする中で、耳の聞こえがこの方悪いのかな、どうなのかなということは感じることはできても、実際にどれぐらいの方が、本当に困ってらっしゃるかという実態は、掴みきれないというふうに思います。検診なんかでの聴力検査とか、聞こえのチェックというそういうのも、将来的には必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。冒頭でも、難聴等認知症の関係についてお話しましたが、やはり、日常生活に大きく左右する難聴ですので、高齢者にとっては、やっぱり、本当に喫緊の課題であらうかなと思いますので、中度軽度難聴者への補聴器購入の助成について、時間があまりないんですけど、最後に町長の見解をお伺いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 加齢による難聴っていうのは、誰でもあるわけで、私も70を超えましたので、まさに、身につまされる問題だなというふうに思ってます。このことは、やはりどの自治体も、結構重要だというふうに感じてるなという一つの例として、全国の市長会では、国のほうに補助制度、新しい補助制度を要求してます。私も少し調べたんですけども、ただ、現段階では厚労省のほうでは検討されてません。想像するに、まだこのへんの、いわゆる認知症との関連が、データとしてあがってない部分もあるのかなと思いますけども、残念ながらそういうことであります。ただ、残念なんですけども、全国町村会ではまだ要望しておりません。したがって一昨日ですか、実はうちの議員さんからこういう提言もいただいているので、ぜひ島根県の町村会として検討いただいて、よければ全国町村会に要望するように運動してくれと、いうことを申し上げております。市長会と町村会というのは、足並みをそろえていかなきゃいけないのでね。そういうことで、運動していかなきゃいけないのかなというふうに思ってます。

●日高議員（日高八重美） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高議員。時間が近づいております。

●日高議員（日高八重美） 先ほど、県内では益田市が助成制度を行っているというふうに、お話がありました。年間300万円の予算で、1人2万5,000円の上限ということで、益田市はこの4月から実施をしています。今、町長から、市町村会では国に対しての要望などの話も受けましたので、やっぱり、これからも、さっきの学校給食と同じように、国へ求めていく運動として、引き続き頑張っていこうと思います。ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、日高議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後2時30分とさせていただきます。

—— 午後 2時 15分 休憩 ——



●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第4号、大屋議員、登壇をお願いします。

（大屋議員登壇）

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 10番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。大屋光宏です。よろしくお願いします。今回は3点、一般質問を用意しております。基本的に、2点は政策的なこと。もう1点は、行政的なこと。チェック機能という部分になるかと思えます。まず最初に、有機農業の推進について聞かせてください。昨年9月の一般質問におきまして、石橋町長はかなり熱を入れて、有機農業ことについて、語られたんだと思えます。その結果が、今年度の有機農業産地づくり推進対策事業ということで、有機農業推進するための計画づくりということで、予算化されたのかと思えます。あわせまして、脱炭素先行地域の取り組みにおきまして、有機農業が脱炭素化に繋がる、また、脱炭素化の一環として、有機農業の推進という言葉が出てきたのかと思えます。まずは、町長が有機農業を推進する思い、ねらいを聞かせていただければと思えます。あわせて、脱炭素先行地域の取り組みにおいて、有機農業が脱炭素化に繋がる理由。2点聞かしていただければと思えますので、よろしくお願いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 最初に、町が有機農業推進する理由は、ということでありま  
すけども、やはりSDGsというのが、今大変重要なキーワードになっております。それ  
を考えるにあたって、農業分野では、有機農業っていうのは、非常に大事なかなというふう  
に、今考えておきまして、現に、農林水産省でも、昨年農業の環境負荷低減を目指す、み  
どりの食料システム戦略を、打ち出しました。この政策方針の中には、2050年までに  
農林水産業の二酸化炭素排出量実質ゼロや、有機農業を全耕地の25%、これは面積にし

て約100万ヘクタールに拡大するなどの目標が、すでに掲げられております。これを受けて、邑南町が目指す有機農業は、このみどりの食料システム戦略の目標として定義されている、有機農業ということでございます。邑南町は、昨年ゼロカーボンシティ宣言を表明して、今年度は、環境省の脱炭素先行地域に選定をされました。邑南町における、脱炭素の取り組みを推進するため、有機農業を進めたいと考えております。また邑南町では、従来より環境にやさしい農業の取り組みを進めておりました、これまで特別栽培米の石見高原ハーブ米の生産振興、あるいは、耕畜連携による飼料用稲の取り組みなども、環境にやさしい農業を実践し、特色のある農産物づくりや高品質な農産物づくりを、進めてまいりました。また、町内の一部の水稻生産者においては、有機稲作の会を組織するなど、有機米や環境負荷を軽減した栽培の取り組みも、徐々にではありますが広がっております。これまでの取り組みをさらに進め、農業担い手を育成確保し、農業生産の収益性を向上するためにも、有機農業を進めたいと考えております。2番目の、脱炭素先行地域の取り組みにおいて、有機農業が脱炭素化に繋がる理由は、ということでもありますけれども、有機農業は、化学的に合成された肥料や、農薬を原則使用しないことなどを要件とする、農業です。有機農業を進めることにより、例えば、堆肥を利用すれば、家畜の糞や農林産物の残渣に含まれる、炭素を農地に貯留できる。また、化学肥料の使用量が減り、肥料原料を海外から輸送する際の、二酸化炭素排出量が減るなどの効果が期待され、脱炭素化に繋がるものと考えております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。有機農業推進する理由をお話をさせていただきました。環境負荷の低減ということで、環境に対する話だったと思います。昨年9月の時には、もう少しちょっと口調が強くて、国のみどりの食料推進システムの目標が2050年まで、有機農業の面積が25%っていうのは、かなり遅れてる目標って、言われたんだと思います。ちょっと、遅れてるって意味が、進捗が目標が低すぎるって意味なのか、取り組みの姿勢が弱すぎるという意味だったのかなと思うんですが、そのあたりも含めましてその時は、食の安全という話もされたんだと思うんですが、有機農業と食の安全がどのように関わるのか。かなり、食の安全性ということ、特に学校給食において、取り組み事例ということもあったんだと思うんですが、そのあたりは、有機農業と食の安全はどのように繋がるのか、繋がらないのか、町長の考えを聞かせてください。



**○石橋町長（石橋良治）** お尋ねの有機農業、あるいは特別栽培、あるいは農薬の使用回数等々の定義について、説明をさせていただきます。有機農業とは、先ほども説明をしましたけども、本町が目指す、みどりの食料システム戦略の目標として定義されている、有機農業であります。化学的に合成された肥料や、農薬を原則使用しないことに加え、慣行栽培からの転換期間を、2年以上確保するなど、国際的な政府間機関コーデックス委員会でのありますけども、これが定めたガイドラインに沿って行う農法です。我が国の有機JAS規格についても、このコーデックス委員会が定めたガイドラインに準拠しております。もう一つ特別栽培というのは、農林水産省の、特別栽培農作物に関わる表示ガイドラインに基づくもので、その農産物が、生産された地域の慣行レベルに比べて、節約対象農薬の使用回数は50%以下、化学肥料の窒素分量が、50%以下で栽培された農産物をいいます。身近なところでは、石見高原ハーブ米、あるいは、島根県産つや姫などが、特別栽培米として生産をされております。農薬の使用回数でありますけども、これは農薬取締法に基づく、農薬の登録時に定められる事項の一つで、生育期間において含有する有効成分の種類ごとの使用法回数をいいます。登録時にはこのほかに適用作物や使用時期などが定められます。使用者はこれらの事項を遵守し、農薬を使用しなければなりません。以上が有機農業、あるいは特別栽培農薬の使用開始の定義というふうに理解をしております。

**●大屋議員（大屋光宏）** はい、議長。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、大屋議員。

**●大屋議員（大屋光宏）** 細かい説明を読んでいただきまして、大変ありがとうございます。あえて、定義はって言ったのは、実はこの定義が、本当に皆さんが同じ土俵でやって、お話をしてるのかっていうのが、全く、今までわからなかったです。過去からこのあたりが曖昧で、あと、自称有機栽培であるとか、私は無農薬で作ってますとか、ということで、基準が個々の生産者によって全く違って、それが消費者の混乱繋がる。責任は、すべて生産者にあるので、表示を間違えると、間に入る商店なり売っていただく方が、こういう売り方するからいいでしょって言われて、はいって言った時点で、間違っとして、最終的責任はすべて生産者が負うってことで、昨年から、ずっと町長なり役場は有機農業という言葉が使われるけど、その有機JASであって、それに近いことをしてようが、その当時してようが、法的な認証を受けてないと使えない、使いたくても使えない人もいるって

ことが、わかって使っていただいているかというところが、すごく不安でした。みんなが同じ土俵で、同じ会話をしているか。これが、過去からすごく曖昧になって、それではいけないということで、制度の見直しがあって、今まで、昔の石見の時代も、有機農業の町とかいう看板を掲げてたと思いますが、この法律ができた平成16年から17年頃で、もう一切使えないということになって、使わなくなってきました。それが20年近く経って、最近ちょっとまた曖昧になりつつあったので、改めて、そういう言葉の定義をしました。この言葉をきちんと使わないと、何が起こるかと言いますと、ちょっと、ここは雑談とか余談なので、楽に聞いていただければと思うんですが、最後農薬の使用回数って話をしましたが、皆さんは田んぼに除草剤を何回まきますかって聞かれたときに、何回って答えるんですかね。おそらく、大部分の方が散布する動作としては、1回なんだと思います。ただ、法律上理解をしてる人は、最低何回まきますかって言った時点で、3回なり4回っていうんだと思います。一つの農薬の袋の中に、成分が三つか四つ入ってますんで、回数でいうと、成分の数で数えるので3とか4になります。あと特定の雑草に対してだけ聞くものであれば、1成分なら1回かもしれないし、安いものなら2回です。これが理解をされてないと、例えば、島根県の先ほど言いました、特別栽培石見高原ハーブ米の話になりますと、島根県の慣行栽培一般的に作るものの基準は、農薬の散布回数が20回です。誰もそんなにかけてるとは思わないんだと思います。ハーブ米はその半分なので、10回以下ですかね。ただ、成分で10なので、なかなかこれをハーブ米でもクリアがするのが大変だったみたいで、おそらく種子消毒っていうの農薬を使わずに、温湯でやるとかして、この回数をクリアしてるんだと思います。ちなみに、玉ねぎは32回ですが、一般的に作られている人はそんなにはかけないと、これはちょっと多いかなと思います。多いっていうのは、やはり県内でも平たんな温暖地と中山間地域の違いかだと思います。中山間地域の特徴というのは、普通に作っても、農薬の使用回数が少ないということかもしれません。参考で、キュウリ39、ナス27、トマト30。この半分以下にすると、特別栽培になりますが、島根県のちょっと駄目だところは、栽培方法、栽培期間を問わずにこの回数が決めてありますので、長く作る人とか、今のちょうど梅雨に入りましたが、梅雨を挟む栽培、秋の秋雨前線の頃の挟む栽培は、ちょっとこの基準というのはきついなと思ってます。そういうことがあって、やはり、あの言葉が簡単に使われても、なかなか難しいということかなと思います。なので、言葉の定義はきちっとして、物事を進めていっていただきたいという思いです。先ほど、去年の時には農薬の安全性と、すいません、有機農業と食の安全ということであえて聞きましたが、冒頭町長の有機農業の話のところも、環境負荷をかけない低減ということで、あくまでも有機野菜、有機農業というのは、栽培における技術の話なんだと思います。ここが僕すいません、ちょっと僕自身もきちっと理解がで

きなかったもので、今回の議会において、議会前の委員会を通して、課長と意見が合わなかったのは、ここなんだなと思いました。なので、有機農産物が安全であるかどうかというのは、食の安全とは全く別であって、ただ、買われる方にとっては、気分として、気持ちの問題として、安心感が高いってことなんだと思います。これもあえて整理しないといけないかなと思ったのは、食の安全が、有機野菜一本になってしまうと、その他の危険性がわからなくなるということで、整理をしておかないといけないかと思いました。最終的に、有機農業を推進するのであれば、わかりやすい目標として、例えば、今町が取り組んでいるブドウの神紅、先ほど出ました石見高原ハーブ米、これは農協が取り組むってことでありますが、これらを有機農産物とすれば、あくまでも栽培の技術的目標であって、栽培の考えなので、非常に地域としてもわかりやすく、取り組みやすい、波及効果が高い。さらに言えば、学校給食とか保育所など、福祉施設の公共調達と言われるものも、有機農産物を優先とするのみにするというにすれば、あと有機農業の推進であれば、計画を作るのには必要かもしれないけれど、計画を作って実際に取り組むまで、2年3年かかるのであれば、先に取り組めばいいと思うんですが、最後の質問ではありますが、有機農業推進するために、具体的な目標を設定をされると良いと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋議長（石橋良治） 具体的に神紅がどうだとか、ハーブ米がどうだとかいう話をいただきました。それを含めて少し御回答したいと思いますけども、御提案のあった神紅や石見高原ハーブ米については、それぞれ関係機関により、栽培技術が定められ、販売などがされており、生産者はそれぞれ作業負担や収益性の面から検討の上、栽培に取り組まれているのが実情です。これらを有機農産物とするということは、栽培方法を変えるということにもなりますし、有機農産物にはどう収量を維持するかなどの課題もあることは事実あります。現段階で神紅や石見高原ハーブ米を有機農産物とするという目標を設定することについては、かなりハードルが高いのかなというふうに感じております。特に技術的な問題になるんでしょうが、神紅は種なしになるためにですね、ジベレリンという農薬処理をすることが必須になってまして、そうなると、有機栽培とすることは不可能だということになるんじゃないかというふうに言われております。それから、目標でありますけども、みどりの食料システム戦略の目指す姿として、国は、冒頭言いましたように25%ま

でに2050年拡大をするということでもあります。邑南町も、今年度から徐々にではありませんけれども取り組んでまいります。有機農業を産地づくり推進緊急対策事業、こういうものを取り入れながら、有機米の栽培面積、現状では8.1ヘクタールございますけれども、令和6年度には、倍の16ヘクタールに目標を掲げていきたいと思っております。また、米以外でも、有機野菜栽培面積は、現状ゼロではございますけれども、これを令和6年度には1.2ヘクタールとするなどの目標数値を掲げております。特に今後の進め方でもありますけれども、有機米の栽培面積の拡大については、まずは栽培技術マニュアルを作成をし、普及を進めていきたいなということを思っておりますし、有機野菜栽培面積の拡大については、残念ながら品目はまだ確定をしておりませんが、どうも取り組みやすいのが、サツマイモなどがどうもあるようでございますので、そうしたものの根菜類から始めたいなということも思っております。かなり栽培技術ということがあるものですから、これも参考ですけども、今年の4月から県の産地支援課の有機栽培グループというところがございまして、そこに1名、2年間ありますけれども、職員を派遣しております。彼が基本的なことを学びながら、おそらく、ものになるのは随分先にかもしれませんが、一応種をまいているということで、彼には期待をしていきたいなと、こういうふうに思っております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。何回も出して、申しわけありません。議事録がないので、多分まだできてないので、多分そうだったと思う。記憶だけで申し訳ないんですが、昨年9月の一般質問の町長の答弁は、かなり強い思いを持っておられたのかと、思いました。国の推進が、2050年目標で25%っていうことは、遅いって言われたんだと、思います。って言われましたよね。遅いっていう意味が、やはり取り組みが、弱いということであって、邑南町で言えば25%という最低250ヘクタール以上、300ヘクタール近くだと思います。その2050年までに、その300ヘクタールというのが、遅いということなのか、もっと早くそこまで達成しなきゃいけないのか、その目標自体が、低いっていう意味かなとは思いましたが、この話のいつもややこしいのは、まず、定義が曖昧で話が進む。定義を今きちっとしましたが、いざじゃあやりましたよって話になれば、技術的に難しいですからっていう話になるわけですし、やるなら、実は今が、大きなチャンスだと思っております。生産者の立場からいっても、今やらなければ進まないだろうこの話とあって、珍しく僕としては、一切有機農業って口にしたことはないですが、初めて一

般質問にあげてます。というのは、一つは、常にそのことを考えて、チャンスを見計らって、中途半端に出すと消費者の信用がなくなるので、いざというときには、どこの県も行政もそうです、一気に展開してきます。なら、今やるなら中途半端な取り組みではなく、一気にやるべきだということと、先ほど、有機農業が脱炭素にどう繋がるかという話のところもあったとおり、ある程度、資材価格、化学肥料等のすべての価格が高くなってきている時なので、あらゆる転換のチャンスである。もう1点は、もう現場にいてすごく感じるのは、恐ろしく技術が進歩している。5年前、10年前と考え方とは全く違う。で、あわせて、品種改良もすごく進んでるので、一般的に難しいと思われてるものが、今は、収量を上げるとか、品質のいいものをきちっと取るっていうのはすごく難しいけれど、病気には、恐ろしく強い品種がたくさん出てます。そうすると、何か曖昧なことをするよりは、やはり、今すべきであるきちっとした目標を、昨年9月の町長の答弁から見ると、今回の町の取り組み目標が、すごく低く感じるわけです。町長も、きっと納得しとる数字じゃないかと思うんです。もっと強く、取り組まれるべきだと思うんです。具体的な品目をあげて、有機農業にするなり、もしくは、もう公共調達、何年までに100%有機農産物とするというところまで掲げられても、何ら問題はない時期にきてるんだと思います。改めて、町長はそこまでする思いがあるのか、まだそれは時期尚早なのか、脱炭素の先行地域の取り組みということでも、実績をきちっと出していくという意味でも必要だと思うんですが、改めて有機農業の推進についての考えを、聞かせてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） この問題は考えるときに、私の思いと、現場で抱える課題とあまりかい離してたら、なかなかうまくいかないんだと思います。9月あるいは12月の議会で、私のいわゆる決意表明みたいなことを、申し上げたと思いますけども、やはり、実行するにあたっては、やっぱり、現場と相談しながら、やっぱり、着実に計画に基づいてやるのが、一番いいんだろうと思いますし、あまり大きな目標を立てて、そこに調整をするにしても、なかなかそこに到達しなければ、やっぱり達成感というものが、なくなるんだろうと思いますので、ある程度頑張って達成ができるような目標を、まずは掲げてやるというような、実績を作っていくほうがいいのかというふうに、思っています。決意そのものは変わっておりませんので、御理解賜りたいと思います。



●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。実は、9月なり12月議会って言われたとおり、町長の思いっていうのは、現場とかなりかい離していると思いました。ただ、冷静に現場を見て、自分を振り返って思えば、いつまでも駄目だ駄目だって言って、できないできないって言いながら理由をつけている現場で、先ほど言った、周りの環境はすごく変わってきて、実は、できる環境にあるんじゃないか。だから、町長の思いと現場はかい離してないっていう結論になったので、今回、あえて質問を出してるわけです。逆に、今はせっかくのチャンスですので強く推進していかないと、やはり、現場からのそういう思いを持つて人、要は、特にこの今の話の自分が間違ってるって思ったのは、ほぼ20代30代の新規就農者の考え方を聞いてからです。もう、全く正しくて反論もできない。やはり、今からの、先ほど脱炭素の中で有機農業推進する中で、後継者の育成という話も出たんだと思います。そういう意味では、強い思いを持って、そのままを形にされていかないと、なかなか成果が出てこないんだと思ってます。町長は思われてるんですけどってことですが、もうちょっと現場がついていけるなら、後押しする話をすればいいことかとは、思いましたが、思いを形に、しっかりしていただければと思います。続いて、2番目の質問に入りたいと思います。自治体新電力と言われてる、このたび設立しました、新電力会社おおなんきらりエネルギー株式会社について、聞かせてください。私の基本的な立場は、行政でない部分、民間のことについては、一切口出しをするつもりは基本的にはありません。補助金を出していようと、いろんな関係があっても、民間は民間である。独立したもんだと思ってます。ただし、このたびつくられた、おおなんきらりエネルギー株式会社っていうのは、一つは第3セクターである。出資金が880万で、うち500万が町が出してますので、出資比率が現在56%であること。社長が、石橋町長であること等を踏まえすと、あわせて、脱炭素先行地域の関係もありますので、この会社が今どうであって、どのようなことをするかっていうのは、町に与える影響が大きいということで、質問の対象とさせていただきます。まず、新電力会社ですので、この会社の大きな目的事業は、電気を供給することだと思ってます。設立にあたる時から、安く供給できますっていう話が出てきました。ただ、どうやって調達するんだろうという不安もたくさん思うわけですが、電気代も高騰してますので、新電力会社が電力供給ができますよ、皆さん応募してくださいって言われたときに、応募された希望者全員に、本当に安く電気を供給することができるのか、一般的には調達の関係もありますし、他の会社を見ても、契約の制限等も出てます

が、このおなんきらりエネルギー株式会社っていうのは、まずは希望者全員に安く電気を供給することができるのかどうかお聞かせください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） おおなんきらりエネルギー株式会社に対する、御質問でございます。複数質問内容があったと思いますので、それに答えられるように、順番に答弁させていただきたいと思っております。電気代高騰する状況の中で、特に、御心配のところは多いんだと思っておりますけども、初めに、まず新電力会社についての、説明をさせていただきます。令和4年2月18日に、官民共同出資により設立した、おおなんきらりエネルギー株式会社は、エネルギーの地産地消による、地域内経済循環を図り、環境と経済を両立したまちづくりを担うことを目的として、設立した会社です。事業としましては、電力の小売事業と、施設の屋根などに、無償で太陽光パネルを設置させていただきまして、発電した電力をご家庭で使っていただき、使用した電力料金のみをお支払いいただくだけで、その家庭においては、太陽光発電が利用できるシステム、これをですね、PPA事業というふうに言いますが、電力購入契約ということでございます。この、PPA事業を中心に展開するものでございます。議員ご指摘の、電気代の高騰なんですが、これは電力卸売市場価格の高騰によるもので、市場をとおした電力調達の比率が大きくなることによってですね、電力料金に影響するというものでございます。大手の電力会社、この地域で言いますと中国電力というふうにありますけども、これらは、自前の発電設備を所有していますので、自社で発電した電力を消費者に提供して、余った電力を日本卸電力取引市場に販売をしています。一方で、今言われた新電力会社については、新たに参入した多くの会社はですね、自前の発電設備というのを持たない会社が多くて、そういった会社が、大手の電力会社が販売する電力を市場から調達するという形になりますので、市場価格によって、経営に影響がでてしまったということでございます。こうした電力価格の高騰を抑える対策としましては、太陽光、あるいは、水力などの再生可能エネルギーの発電事業者から、購入量と価格をあらかじめ決めて、例えば、年単位などで契約を行う相対契約、相対取引をですね、その割合を高めていけばですね、そういった地上の価格の高騰には影響されないというふうに、考えられます。その際の電力源の相対契約先っていうのはですね、まずは邑南町内、あるいは島根県内というところからですね、電力への調達を進めているというふうに、確認をしております。またですね、主要事業の電力小売事業につきまして

ですが、現在の資源エネルギー庁に対して、小売電気事業者の申請を行っているということを確認をしています。この認可後でないと、具体的な電力料金のメニューというものが、提示はできませんが、先ほど言いました、大手の中国電力の料金メニューと比較して、安く提供できるように、準備を進めているというふうに聞いております。先ほど説明しましたPPAモデル、屋根に太陽光パネルをはるモデルですけれども、そういったことを活用した電力の供給におきましては、自身の家庭で自家消費する形式でございますので、今ほとんど家庭が使ってると思うんですけど、大手電力会社の電気料には、電気料だけではなくてですね、再生可能エネルギー発電促進賦課金というのが付加されています。さらに言うと、燃料調整費であるとか、あるいは送電する必要がありますので、送電料金というのが付加された電気料ということになりますので、一方で新電力会社については、その屋根つけた発電してから、そのまま供給されるということですので、いろんなそういった賦課金がございますね、加味されないという形になりますので、大手電力会社より、そういった電力料金の仕組みが異なることによって、安く提供できるというふうに、期待をしてるということでございます。で、おおなんきらりエネルギーの事業展開としましては、電力価格のところで契約者にご迷惑をかけないように、確実に獲得できた電力源構成に基づいて、契約数を増やしていくということが、計画されています。したがって、契約希望者の数に応じた、電力源の相対契約先を確保することで、希望者全員の方にですね、供給はできるものというふうに考えております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。新しい会社の仕組みと電力の獲得、その小売の流れを説明していただきました。一番聞きたかったのは、最後に答えられた、電力源の確保の状況によって、お客さんになっていただく、もしくは、お客さんになっていただいた数と、どちらにしても電力源が確保できなければ、できない話だと思うんです。これが一番大きなお話で、町長は社長なので、社長として町長の考えを聞きたいんですが、町が半分以上出資して、町民のための会社であるとは思いますが、確保した電力源っていうのは一般的にはわからない。そうしたときに、気が付いたら公共施設だけが契約して、一般町民は契約できない。待ってくれって言わないといけないかもしれない。一般町民の中にも、すべてが契約できるわけでもないんだと思います。町が50%以上出資しておきながら、すべての希望者に対して、供給できない可能性が出てくる。それは、電力の元の確保の間

題だと思います。そのあたりは、町が運営ではないけれど、町が直接関わりの強い会社として、どういうスタイルが好ましいって思われてるのか、経営の方針はどのようにされるのか、ちょっとそこを聞かせていただきたいと思います。あわせて次の質問ですが、今回脱炭素先行地域の選定ということで、国からの交付金もありまして、先ほど課長が説明しました、PPAモデル等を、町からの補助金を活用してこの新会社が行うんだと思いますが、このたびの6月補正予算で、その補助金の交付っていうのは出てますが、現実、会社の実態が今のところないんだと思います。いつの時点から、組織体制が整って、一般的な業務あわせてそのPPAのモデルなどの、脱炭素先行地域に関わる補助事業の実施っていう、その会社としての体裁が、いつ整って業務ができるのかっていう、2点を教えてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） あとの質問については、段取りでありますので、課長から今の状況を説明をさせたいと思います。この会社の一つの理念といいますか、あり方でありますけども、やはり環境と経済を両立させる、あるいは、環境という事業の中で、経済を地域内循環するということが、大きな柱でございます。その切り口として、電気というところが、あるわけでございます。したがって、今こうやって電気料が高騰してる中で、住民の方々も新電力会社に対する期待は、大変高まっているのではないかなというふうに、感じております。したがって、できるだけ、期待にこたえるようにやっていかなきゃならないというのは、当然でありますし、ただ、今回の地域指定っていうのが、まずはありまして、矢上、中野、田所の密集地のところを、まずは手始めにやっていこうということでございますので、しかも一気にこれできるわけじゃありませんから、数としては、公共施設が、その地域の5つぐらい、そして事業所が5つぐらい。民間の住民の方々のところが5つぐらいというところから、バランスよくやっていきたいなど、こういうふうに思っております。そしてPPA事業が、おそらく今から、多分指示されるというふうに思います。昨日も、省エネ住宅の改正法が成立して、国も太陽光パネル設置のことについては、かなり制度として進めておられますので、住宅のPPAの事業については、かなり進んでくるんだろうと思います。そこを、やはり我々は逃すことなく、そしてできるだけ住民の方々の多くの住民の方々が、ご利用にできるように、ただこれは自家消費をするわけですけども、余った電気は蓄電池ということがございまして、そのへんの部分をセットで、この新

電力会社が売っていくということになります。そういうような仕組みの中で、住民の方々の利益が向上するように、所得が向上するように、生活が豊かになるように、そこをしっかりと抑えていきたいなど、こういうふうに考えてございます。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** はい。新電力会社に関してですね、組織体制がいつ整って、業務がいつから開始できるかというような、質問でございました。その前に、議員ご質問の、脱炭素先行地域についても少し触れたいと思います。全国79地域から申請があったものでございますけども、そのうちの26地域が環境省により選定されまして、2030年までにCO2排出を伴わない電力の供給や、地域特性を生かした脱炭素事業に取り組む事業ということでございます。このたび選定された、再生可能エネルギーで輝くおおなん成長戦略というのは、邑南町とおおなんきらりエネルギー株式会社の、共同提案として提出しております。PPAモデルを活用した太陽光パネルと蓄電池の設置については、おおなんきらりエネルギー株式会社において、当初から、これは事業計画をしていたものでございます。議員ご指摘の、おおなんきらりエネルギーの実態ということでございますけども、電力小売事業者の申請を行うとともに、PPAモデル活用による太陽光パネルと蓄電池の設置についても、協力会社を交えた、今作業フローを整理をしながら、進めているということでございます。そして、基幹事業である小売電気事業者の申請については、国のほうにしているという話を先ほどしましたけども、ウクライナの情勢不安であるとかですね、円安などの原料調達価格の高騰による、化石燃料に頼る電力価格の不安定が続いていまして、ちょっと認可に時間を要していると伺っております。PPAモデル活用による、電力源の確保や太陽光発電システムの使用契約につきましては、この電力小売事業者の認定を待たずにできる事業でございますので、こういったところから始めながら、会社としての事業を進めていきたいというふうに、会社として思っているというふうに確認をされます。また、きらりエネルギー株式会社の組織体制についてですが、現在、採用職員というのは、おっしゃるとおり0名、いないということですが、すでに社員の募集については行っております。また、会社立ち上げ期については、専門的知識を有する人員の派遣をしていただけるようにですね、今協力会社の方々と、協議をしているというふうに伺っておりますので、そういったことで、体制を整えているということでございます。こうした取り組みによってですね、なるべく早く組織の体制を整えてもらえるよう、今お

なんきらりエネルギー株式会社に対しては、要請を行っているということでありまして、行政としても、先ほど来、出資比率が高い会社ではございますので、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 確認したいことが二つあるんですが、まず一つ。先ほど、町長が話された、僕は会社の方針、社長の考えとして、希望者全員にどのような形で契約をして、電力を供給していけるのか、そこをどういうふうに整理するのかっていう話をしたつもりですが、答えが地域指定があるのでって言われたんですが、これは脱炭素先行地域の事業する関係かなと思うんですが、新電力会社と契約するのにも、地域指定があるということですか。そこはちょっと誤解が招かれるような答弁だったと思うんですが、ちょっと確認で答えていただければと思います。課長でも町長でもいいです。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 今脱炭素の先行地域に選定をさせていただいた時に出した地域が、先ほどの3地域ということですので、この補助金を使うところに関しては、その3地域になると思いますけども、その他の地域も同じようにですね、会社としては取引ができるというふうに思います。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。確認したいもう1点というのは、なかなか町長も社長としてどうですか僕が聞くんですけど、なかなか町長の立場なのか社長の立場とか、担当課長もそうだったと思うんです。この会社が、第3セクターとしてみてよくて、会社がそのように考えてますということでもいいのか、もう少し、自分のことを、自分の会社と

いうことは変ですが、この会社の成り立ち、これからの事業が町の財政に与える影響があるのかどうかという不安もあるわけです。で、これおそらく出資比率が50%超えるので、年度末ごとに会社の経営状況は報告していただくということで、今回していただいたのは間違いはないだと思います。でもう1個は、財務資料の関係で、何か財務書類の関係で、邑南町の健全判断化比率の算入団体になるでいいですか。将来負担比率であるとか、この度、補助金をもらって事業をすれば、お金を資金はどうやって調達するんですかって質疑で聞いたんですが、そのことが将来負担比率等、開発公社であるとかアグリサポートおおなんは出資金があるので、今でも入ってると思うんですか、同じような連結の対象だと思います。確認したがいいですかね。だと思いますのでって進めてもいいんですか。確認を。そうか、そうじゃないか教えてください。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 議員ご質問の財務指標の件ですけども、将来負担比率には含まれます。ただ、今現在、その見通しについてはもっておりません。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） どちらにしましても、町が出資して、これから大きな事業をしていくってということで、特に、電力供給だけであれば、他の会社を見れば、ちょっと仕入れて売る、その差額が利ざやじゃないですが、お金の動きだけでいいんですけど、今回は事業もするってことで、おそらく5,000万近い新たな借り入れなり、自己資金の準備が必要なんだと思います。それはそのまま、町の連結の財務書類資料の関係に入ってきたり、将来負担比率どちらにしても第3セクターなので、うまくいかない、何らかの問題が起これば、町も一定の負担なりをしなければいけないことだと思いますので、町がつくった町のための電気会社にならないように、町民のための会社となって、健全な運営ができるように、しっかりと見ていきたいと思いますので、説明責任として、町のほうからも資料提供等を協力していただければと思います。最後に、残り時間10分程度ではありますが、行財政改革の推進について、お願いをしたいと思います。現在、邑南町は行財政改善

計画に取り組んでます。これは平成30年9月に策定されて、今年度が最終年。委員会等でも総務課長のほうから、9月議会には成果と確認した上で、今後どうするかっていうことを話し合いたいっていう、考えを示していただきました。ただこの計画ってというのが、元々やらないといけないんじゃないですかって話が出てから、それが、平成26年ぐらいで、策定に4年5年かかったの、その当時から見れば町の状況ってというのは、大きく違うんだと思います。特に、新型コロナウイルス感染症の発生があつてその対応、今後の施策等の影響、道の駅瑞穂をはじめとする大型事業。これは邑智病院、石見中学校だと思ひます。それに係る償還金の対応の課題。それから、新たにこれはいいほうのことだと思ひんですが、自治体DXでいいんですね、の取り組みということで、ある程度のマイナス要因とプラス要因っていうのがあるんだと思ひます。そうすると、改めて現状の課題、問題設定をきちつとして、みんなで協議をした上で、行財政改善計画を策定し直すべきであると思ひますが、町長の考えを聞かせてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） おっしゃるように、平成30年にスタートしておりますので、この5年間、随分、特に最近はおっしゃるような、急激な環境の変化というのがございます。そういったものを当然織り込んで、考えていかなきゃいけないと思ひてます。今年度が最終年度でございますので、しっかり反省すべきところは反省して、令和5年度にはそういったところを、しっかり皆さん方とも共有しながら、議論しながら、できれば令和6年度からの行財政計画の、しっかりしたものをつくり直していきたいなど、こういうふうにお思ひしております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） はい。委員会等でも話があつたんだと思ひますし、私も質問したかと思ひますが、なかなか、今の行財政改善計画を、ここ5年目に入りながら進めてきているけど、成果が非常にわかりにくいなと思ひます。具体的には、時間外勤務が本当に減つてきているのか、負担がないのか、そういう、その事務の負担等を減らしての中でコロ



ナ禍なり、自然災害が起こったときに対応できればいいんですけど、なかなかそういう準備ができないまま、事務の合理化ができないまま、こういう非常事態に入っているの、そのままそれが負担になってるような気がします。課の数にしても、この4月から減りましたが、課の数が減っただけで、事務の合理化、中身が変わったわけではないのかなと思います。財政面においても、決算における剰余金というのは減ってきてますし、財政調整基金自体も減ってるのかなと思います。人件費全体が増えてますし、任期付職員ということで、職員の数自体が減ってるかっていうと、なかなか減ることがいいかどうかは別にして、難しいかと思ってます。大型事業取り組む中でいつも話が出るんですが、例えば、意図は何もないです。例えばで、聞いてください。道の駅が29億30億ぐらいかかるって中で、国とかの支援、有利な起債があって、町の負担は少ないですってことで、4億程度でいいんだと思います。4億程度ですけど、一般的に見れば、30億の事業ができるなら、町はすごく余裕があるのか。4億程度用意すれば、30億ぐらいの事業ができるんだけど、その4億っていうお金が用意できることに對しても、それだけのお金があれば、もっとほかのことができるんじゃないのか。町財政が潤沢とは言わないけれど、やることができるほど十分じゃないのか、今回の行財政改革は30年から始まって、まず最初に、やっぱり住民に対する補助金カットっていう部分が、大きかったと思います。わかりやすく、やったけど反発があって、やめたものもあると思います。そういう流れからしても、町の財政は、十分じゃないのかなっていう見方をされてるので、そうじゃないんだよ、本当に厳しい中で一つ一つの事業をしてるんだよ、先ほど日高議員の質問のときにも、町長が答えられたとおり、学校給食費の無償化をしたいんだけど、5,000万というお金を出す余裕もないんだよっていうのが、実態なんだろうと思うんです。この道の駅で、5億4億あれば、そっからやめれば、10年無償化できるじゃんって思うんですけど、そういう話ではなくて、やはり一つ一つをチェックした中で、厳しい中で、行政もやってるんだよっていう証として、やはり新たな行財政計画、先ほど町長も考えるって言われたので、されるといいと思います。もう1点、目先で非常に気になるのが、光熱費が高騰してます。例えば、庁舎、公共施設において、光熱費の上昇について、誰がどのように対応していくのか。具体的には、予算はその枠の中であって使用量を減らしていく努力をするのか、かかった分だけは、経費として予算化していくのか、そういう予算対応をどうするのか、節電などの省エネなどの取り組みをするのかしないのか、あわせて、例えば、体育館であるとか、公民館のような公共施設っていうのは、受益者負担という考え方もあります。一定程度は受益者に負担していただくのか、今回の光熱費の高騰について、これも具体的に町長の考えだと思うんですけど、庁舎管理町長として、どのような考えを持っておられるか、聞かしてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 光熱費につきましては、従来からLED化のことを推進しております。かなり公共施設では、それは、LEDに変わっております。これもリース契約で、初期投資はいらぬという感じでやっております。LEDをする前よりも、かなりそれが下がっているというふうに、私は認識しております。ただ、無駄遣いということについては、やはり意識の問題でございますから、総務課を中心に、しっかり経費削減するということというふうに言いたいし、それから今後エアコンの運転につきましても、設置はあるんだけど、無駄な冷房はやはり避けましょうみたいなところは、当然呼びかけていかなきゃいけない話だろうというふうに思っています。と同時に、今公共施設のいわゆる統廃合みたいなことを考えておりますけども、やはり、これもどっかで集約する、あるいは、廃止するというをやれば、当然光熱費も減ってくるわけでございます。先般も、5月28日の日本経済新聞の一面に、邑南町は好事例として出ておりました。つまり、町営住宅を、かなり古い住宅は解体をして使わないようにしていくということで、公共施設全体で11%ぐらいを、邑南町の場合は施設の統廃合はされたというような、記事も大きく載っております。そういったことも含めながら、全体の経費を削減していきたいなど、こういうふうに思っております。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。時間がまいっておりますが。

●大屋議員（大屋光宏） ちょっとだけ、ここで踏み込んで聞かせていただきたいんですけど、町長であり、新しい会社の社長であったり、上に立つ人として、先ほど無駄なものを使わないようにするというようなことは、言われたんですけど、職員一人一人が無駄に仕事してるわけじゃないですし、その経費節減で一生懸命するのがいいのか、このたびの電気代の上昇は仕方ないので、かかるものはしっかり補正で組むから、仕事は仕事としてしっかりしてくれっていう考え方なのか、いろんな意味で経営者ってそういうとこって知りたいし、どういう考えを持つかっていうのは、それがそのまま議会に対して、次に補正を組むときに、議会側の考え方としてどういうふうにやったのか、仕事以外のところで努

力をしちゃって、その経費節減が先に行き過ぎで、家に持ち帰って仕事するのがいいのかとか、いろんな問題が出てくるんだと思うんです。そういう意味で、光熱費が高騰してって目先のこととして、具体的にどのように対応していくのか、考え方っていうのを聞いたかったので、もう一度、町の中ではどういうふうにしていくべき、今年はどうしようという、今年度に限ってでも結構なので考えを教えてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 恥ずかしい話をするようでありますが、私の目から見てもまだまだ節約をするという意識は、職員には足りない、私は思ってます。それは、電気代であれ、光熱費であれ、もろもろだというふうに思ってます。まだまだ、削減する余地があると思ってます。と同時に、やはり業務改善これがまだまだできてないと思います。従来型の手仕事の延長で、仕事量が増えるから大変だというところが、かなりあるんじゃないかということで、DXを推進する課もできましたので、まさにそういうところは大きい、そういうところを活用して、思い切ってDX化をして、仕事の質は良くしても、量を減らすということを、やはりやっていく余地は相当あると思いますから、そのことを先般の会議でも申し上げたわけでありまして。

●大屋議員（大屋光宏） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 時間が過ぎました。ありがとうございました。なかなか、僕らも町に対しての全般的な話と、個々の職員さんの努力なりに対する話っていうのは、分けなきゃいけないと思いますし、そういう意味で、町長がどういう思いで取り組んでおられるかっていうのを、確認したかったので聞きました。これから新電力会社の話、行財政改革っていうのは、大きな課題になってくると思います。DXの話も出ました。改めましてこのあたりも踏み込みながら、次回なり質問できればと思います。本日は大変ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、大屋議員の一般質問は終了いたしました。



( 散会宣告 )

●石橋議長（石橋純二） 本日は、これにて散会といたします。

—— 午後 3時 32分 散会 ——